

山梨県公益認定等審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

かつまた たかあき
勝俣 高明

公認会計士

きしもと ちえ
岸本 千恵

NPO法人山梨県ボランティア協会事務局長

くぼた みちや
窪田 道也

税理士

じつかわ かずこ
實川 和子

山梨学院大学法学部法学科准教授

はやかわ まさあき
早川 正秋

弁護士

山梨県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 前条に規定する合議制の機関として、山梨県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 人以上 7 人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第 4 条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第 6 条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第 7 条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第 8 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第9条 審議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第10条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第8条第1項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第11条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日(平成19年7月9日)から施行する。

山梨県公益認定等審議会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、山梨県公益認定等審議会条例（平成 19 年山梨県条例第 30 号）第 14 条の規定に基づき、山梨県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。

（審議の公正）

第 3 条 審議会は、委員の申出に基づき、当該委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

（資料提出その他の協力）

第 4 条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（諮問、答申及び勧告）

第 5 条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

（議事録の作成）

第 6 条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 51 条において準用する同法第 43 条第 1 項及び第 3 項に掲げる事項に関する審議を行う場合
 - 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 138 条第 2 項において準用する同法第 133 条第 2 項、第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 項に掲げる事項に関する審議を行う場合
- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合又は当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合にあっては、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。
- 3 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続については、別に定める。

(議事録等の公開)

第 8 条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、前条第 1 項の規定により会議を非公開とする場合を除き、公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前 2 項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。
- 4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

【第2号議案】

資料4 - 1

山梨県公益認定等審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の決定等）

第2条 傍聴定員は、会議の都度、私学文書課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 審議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者の数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

（取材活動に対する配慮）

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 傍聴券を所持しない者
- 二 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者等の守るべき事項）

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（秩序の維持）

第6条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(部会への準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、審議会の部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めのない事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

傍聴の心得（案）

平成 年 月 日制定
山梨県公益認定等審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）は、会議の開会予定時刻までに、審議会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

審議会等の会議の公開等に関する指針（概要）

1 目的

審議会等の附属機関等は、県の各種施策の企画立案・行政執行の過程で重要な役割を果たしている。

このような審議会等の審議の状況を明らかにし、もって県民参画の開かれた県政を一層推進する。

2 対象となる審議会等の範囲

附属機関等設置運営要綱第1条に規定する附属機関等（以下「審議会等」という。第1条）

3 会議の公開

- (1) 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする（第2条）。
- (2) 審議会等は、一定の場合、会議を非公開とすることができる（第3条第1項）。
- (3) 会議を非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする（第3条第2項）。
- (4) 会議の公開は傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする（第4条第1項）。
- (5) 傍聴人に対する資料提供に努めることとする（第4条第3項）。
- (6) 公開した会議の秩序維持権を審議会等の長に付与する（第4条第4項）。
- (7) 報道機関の取材活動について、可能な限り配慮するものとする（第4条第5項）。
- (8) 会議開催の周知【別紙4参照】は、会議の公開・非公開にかかわらず、原則として、会議開催の1週間前までに行うこととする（第5条）。

4 会議結果等の公表

- (1) 会議結果【別紙6参照】は、会議の公開・非公開にかかわらず、原則として、会議開催後1週間以内に公表することとする（第6条第1項）。
- (2) 公開した会議の会議資料は、原則として、会議開催後1週間以内に公表することとする（第6条第1項）。
- (3) 公開した会議の会議録は、原則として、会議開催後30日以内に公表することとする（第6条第2項）。
- (4) 非公開とした会議の会議資料又は会議録は、公表に努めることとする（第6条第3項）

< 参考 >

項目 会議の区分	開催の周知 (1週間前まで)	結果の公表 (1週間以内)	資料の公表 (1週間以内)	会議録の公表 (30日以内)
公開	実施	実施	実施	実施
非公開	実施(原則)	実施	実施努力	実施努力

5 審議会等の基本情報の公表等

- (1) 審議会等の基本情報（名称、設置根拠、設置年月日、所掌事項、委員数、委員公募制の採用・不採用の別、委員の職業・氏名及び任期等）を公表する（第7条）。
- (2) 会議開催の周知又は会議結果等及び審議会等の基本情報の公表は、県ホームページ【別紙10・11参照】への掲載により行う（第8条第1項）。
- (3) 審議会等開催状況確認票により、会議開催の周知又は会議結果等の公表が指針どおりに実施されたかを事後的に点検することとする（第9条）。

山梨県公益認定等審議会の職務について

職務	概要	審議事項等	根拠条項
公益法人への 公益認定等	特例民法法人(施行後5年間)の公益認定(諮問) 一般社団・財団法人の公益認定(諮問)	特例民法法人の公益認定(諮問)	・整備法第138条第2項において準用する第133条第2項。整備法第44条
	認定の基準 定款の変更の案の内容が、一般社団・財産法人法及び認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること。	一般社団・財団法人の公益認定(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第1項。認定法第4条
	認定法における公益認定の基準(18項目)に適合するものであること。 ・公益目的事業を行うことを主たる目的としているか。 ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えないか。 ・公益目的事業費率が1/2以上の見込みか。 等	公益法人の公益目的事業等の変更の認定(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第1項。認定法第11条第1項
		公益法人の合併による地位の承継の認可(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第1項。認定法第25条第1項
一般法人への 移行認可等	特例民法法人の一般社団・財団法人への移行の認可(諮問)	特例民法法人の一般社団・財団法人への移行の認可(諮問)	・整備法第138条第2項において準用する第133条第3項第1号。整備法第45条
	認可の基準 定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること。 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること。	公益目的支出計画の変更の認可(諮問)	・整備法第138条第2項において準用する第133条第3項第1号。整備法第125条第1項
監督処分等	上記公益認定、移行認可を行った法人に対する監督処分等	公益法人・移行法人からの知事への毎年度の報告(知事から審議会に報告)	・認定法第53条第2項において準用する第45条第1項。第22条第1項(公益法人) ・整備法第140条において準用する第135条第1項。第127条第3項(移行法人)
	法人からの報告徴収 審議会は、法人の事業活動の状況等に応じて必要な報告を求めることができる。	審議会による報告徴収及び立入検査	・認定法第27条第1項、第59条第2項(公益法人) ・整備法第128条第1項、第143条第2項(移行法人)
	立入検査 審議会は、「庶務をつかさどる職員」に立入検査を行わせることができる。	公益法人に対する勧告及びこれに係る措置の命令(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第1項第2号、第28条第1項・第3項
	勧告・命令(諮問) 認定基準に適合しなくなったとき、適切な措置をとらなかったとき等	移行法人に対する勧告に係る措置の命令(諮問)	・整備法第138条第2項において準用する第133条第3項第2号。整備法第129条第2項
	認定・認可の取消し(諮問) 公益認定や移行認可を受けた法人が欠格事項に該当するとき、不正な手段で認可を受けたとき、公益認定基準を満たさなくなったとき等	審議会から知事に対する勧告	・認定法第54条において準用する第46条(公益法人に関する勧告) ・整備法第141条において準用する第136条第1項(移行法人に関する勧告)
		公益法人の認定の取消し(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第1項第2号、第29条第1項・第2項
		移行法人の認可の取消し(諮問)	・整備法第138条第2項において準用する第133条第3項第2号。整備法第131条第1項
異議申立てに対する決定	異議申立てに対する決定(諮問) 上記公益認定、移行認可、命令等に対して、行政不服審査法に基づく異議申立てがなされ、これに対する決定を行うときには、審議会に諮問する。	上記の処分についての異議申立てに対する決定(諮問)	・認定法第51条において準用する第43条第3項 ・整備法第138条第2項において準用する第133条第4項

「認定法」～「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「整備法」～「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

山梨県公益認定等審議会の今後のスケジュール

	国等の動き	山梨県
H 1 8 年度		
1 8 年 6 月 2 日	公益法人制度改革関連法律の公布 (H 2 0 . 1 2 . 1 施行)	
H 1 9 年度		
1 9 年 4 月 1 日	公益認定等委員会の設置 ・新制度に係る政令等の審議 ・政令及び内閣府令に係る答申 (6 / 1 5) ・政令及び内閣府令に係るパブリックコメント (7 / 1 0 ~ 8 / 8)	
7 月 9 日		山梨県公益認定等審議会条例の公布
9 月 7 日	政令及び内閣府令の公布	
9 月 ~	公益認定等ガイドラインの審議等	
2 0 年 3 月 1 日 ~ 3 1 日	公益認定等ガイドラインに関するパブリックコメントの実施	
3 月 3 1 日		第 1 回山梨県公益認定等審議会開催 (委嘱・制度の説明等)
H 2 0 年度		
2 0 年 4 月	公益認定等ガイドラインの決定	
5 月		第 1 回山梨県公益認定等審議会開催 (ガイドラインの研究等)
夏頃		第 2 回山梨県公益認定等審議会開催 (ガイドラインの研究等)
1 1 月		第 3 回山梨県公益認定等審議会開催 (審議方法の確認等)
1 2 月 1 日	公益法人制度改革関連法律の施行	
H 2 5 年度		山梨県公益認定等審議会開催 (申請の状況に応じて開催)
2 5 年 1 1 月 3 0 日	移行期間の終了	

知事所管法人(社団法人)

番号	法人名	所在地	電話	設立許可年月日	代表者職氏名	法人の目的
1	南湖報徳社	南ア 西南湖4385	055-284-0710	明33.6.27	理事社長 依田 睦男	二宮尊徳の遺教を遵奉し、報徳事業の実施。
2	明見報徳社	富 大明見61	0555-22-0157	明41.3.7	社長 桑原 兵彦	二宮尊徳の遺教を遵奉し、勤儉推譲を講じ、慈恵救済、勤儉貯蓄を修養する。
3	明見積徳社	富 大明見316	0555-22-0444	明42.10.30	社長 柏木 誠	農家の紀綱を張り、殖産の途を講じ、慈恵救済、勤儉貯蓄を修養する。
4	山梨県医師会	甲 丸の内2丁目32番11号	055-226-1611	昭22.11.1	会長 大久保 幹雄	医道の高揚、医学の発展普及と公衆衛生向上を図り社会福祉を増進する。
5	山梨県歯科医師会	甲 大手1丁目4番1号	055-252-6481	昭22.11.22	会長 三塚 憲二	医道の高揚、医学の発展普及と公衆衛生向上を図り社会福祉を増進する。
6	山梨県薬剤師会	甲 富士見1丁目2番4号	055-254-3400	昭24.5.31	会長 赤池 利行	公衆の厚生福祉の増進のため、薬剤師の水準を高め医学の進歩発展を図る
7	山梨県獣医師会	甲 相生2丁目15番12号	055-226-3505	昭24.7.9	会長 佐藤 忠敬	獣医学の進歩と獣医衛生の発達を図り、公衆衛生と会員の文化的向上に資する
8	山梨県整骨師会	甲 中央4丁目12番21号	055-232-5487	昭27.7.8	会長 向山 一夫	会員の品性、学術を錬成し、国民保険の一翼を担う
9	山梨県建築士会	甲 丸の内1丁目14番19号	055-233-5414	昭30.10.13	会長 土谷 芳英	建築士の業務の進歩と品位の保持に努め、建築文化を通して社会進歩に貢献する
10	山梨県畜産協会	甲 里吉3丁目9番1号	055-222-4004	昭31.1.28	会長 功刀 光紀	農民の畜産経営の改良発達と、畜産振興を図る
11	山梨県猟友会	甲 丸の内1丁目5番4号	055-232-1869	昭36.1.6	会長 渡辺 勝美	鳥獣の保護と適正な狩猟の普及発達を図るとともに自然環境及び鳥獣資源の確保を図る
12	山梨青年事業団	甲斐 篠原743	055-279-2926	昭36.3.31	理事長 矢崎 聰司	青壮年が産業活動を行い、素質を向上し技術錬磨して産業の発展振興を図る
13	山梨県建設業協会	甲 丸の内1丁目14番19号	055-235-4421	昭36.7.10	会長 井上 勲	建設業者の資質向上、建設業を技術的、経済的、社会的に向上させ公共福祉を図る
14	山梨県林業研究会	甲 丸の内1丁目5番4号	055-235-4391	昭38.8.14	理事長 仲田 貴三	林業の調査研究を行い、県民の林業に関する知識の普及向上を図る
15	山梨県恩賜林保護組合連合会	甲 丸の内1丁目5番4号	055-237-1595	昭39.12.2	理事長 高村 忠久	恩賜県有財産の管理経営に協力し、保護団体の資質向上と社会福祉の増進を図る
16	山梨母をたたえる会	西八 市川三郷町市川大門1818-1	055-272-0161	昭41.4.18	理事長 小林 文一	母性を礼賛し、一家和合を基調とし、特に青少年の育成、社会開発に寄与する。
17	山梨県治山林道協会	甲 武田1丁目2番5号	055-251-5522	昭41.6.4	会長 辻 一幸	治山林道事業の技術向上、経営基盤の強化を図り、国土保全等公共福祉の増進
18	山梨県エルビュース協会	甲 宝1丁目22番20号	055-228-4171	昭41.10.19	会長 田邊 信義	液体石油ガス等の災害防止をとおり、公共福祉の増進、業界の向上を図る
19	山梨県宅地建物取引業協会	甲 下小川原237-5	055-243-4300	昭43.4.16	会長 市川 三千雄	会員の指導啓蒙を行い、社会的、経済的水準を高め公共福祉の増進を図る
20	山梨県建設技術センター	甲 酒折1丁目2075番2	055-232-0522	昭43.8.13	理事長 保阪 茂久	建設の技術と事務の向上を通して建設事業の振興発展を図る
21	甲府青年会議所	甲 相生2丁目2番17号	055-235-5423	昭44.12.3	理事長 塩澤 清司	青年の英知、勇気、情熱を結集し、明るい豊かな社会実現に努める
22	甲府市医師会	甲 丸の内2丁目37番7号	055-226-3618	昭45.10.13	会長 清水 天	医道の高揚、医学の向上と会員相互の扶助により、社会福祉の増進を図る
23	山梨県管工事協会	甲 下石田2丁目30番25号	055-227-2811	昭46.3.10	会長 向山 昭	管工事業者の資質向上、事業の技術的、経済的、社会的な向上
24	山梨県建築設計協会	甲 丸の内1丁目14番19号	055-232-5770	昭46.3.15	会長 雨宮 健一	会員の協力により、建築物の設計、工事管理業務等の改善進歩を図る
25	山梨県重症心身障害児(者)を守る会	甲 古府中町2746	055-254-5006	昭46.4.10	会長 雨宮 孝久	重症心身障害児(者)に援護育成を行うとともに、福祉の増進を図る
26	山梨県青果物経営安定基金協会	甲 飯田1丁目1番20号(農協会館内)	055-232-1527	昭46.4.1	会長 理事 込山 博	青果物経営者の経営安定を図る
27	山梨県冷凍空調設備保安協会	笛 境川町藤岱6865	055-266-5644	昭47.3.10	理事長 岩間 彰	冷凍、冷暖房機器の自主的保安を図り、事故発生を未然に防止する
28	山梨県病院協会	甲 丸の内2丁目32番11号	055-226-0979	昭47.4.14	会長 宮川 晋爾	病院経営をとおり、患者措置方法の研鑽を積み、社会福祉に貢献する
29	山梨県電設協会	甲 住吉4丁目4番17号	055-232-4144	昭47.9.14	会長 滝田 久	電気設備、家電機器の保守保安を推進し社会の安全と福祉の向上を図る
30	山梨県看護協会	甲 東光寺2丁目25番1号	055-226-4288	昭48.7.25	会長 里吉 和子	保険知識の普及、看護をとおり社会奉仕を行い、県民の健康と福祉の向上を図る
31	山梨県食品衛生協会	甲 国母6丁目5番1号	055-228-1830	昭48.11.27	会長 八巻 恭介	伝染病、食中毒防止、食品衛生、品質の向上を図り公衆衛生増進に寄与する
32	山梨県果樹園芸会	山 江曾原1204	0553-22-3277	昭49.1.9	会長 鈴木 武雄	果樹栽培技術の研究、普及発展を図る
33	山梨県拓農協会	甲 富士見1-14-32	0555-89-2270	昭49.2.23	理事 竹内 精一	開拓農業の経営の近代化と農業の発展を図る
34	山梨県青果物検査協会	甲 飯田1丁目1番20号	055-223-3558	昭49.3.9	会長 理事 込山 博	出荷価格の適正化を図り、青果物流通の公正化に貢献する
35	山梨県冷凍保安検査協会	甲 向町409番地5	055-235-6778	昭49.3.13	会長 大宮山 磐	冷凍、空調設備の自主保安を図り、自己を未然に防止する
36	富士吉田医師会	富 緑ヶ丘1丁目5番8号	0555-24-3747	昭49.7.20	会長 堀内 裕	富士吉田地区における医学、医術の発達普及と公衆衛生の向上を図る
37	山梨県配合飼料価格安定基金協会	甲 宝1丁目21番20号	055-228-7320	昭50.4.8	理事長 飯島 保彦	畜産経営の損失補填、経営施設の改善合理化をすすめ、畜産の健全な発展を図る
38	山梨県老人クラブ連合会	甲 北新1丁目2番12号	055-254-8688	昭51.4.2	会長 志村 友男	老人クラブの連絡協調、クラブの発展と老人の福祉向上を図る
39	山梨県ビルメンテナンス協会	甲 宝1丁目21番20号	055-226-0766	昭51.10.12	会長 小林 脩一	ビルメンテナンスの知識技術の進歩向上と健全な育成に努め、ビルの環境条件の発展を図る
40	山梨県農業用廃プラスチック処理センター	南ア 高田新田字川東33-1	055-284-0938	昭51.11.15	理事長 廣瀬 久信	農協の合併への援助及び助成等を行うことにより、地域農業の振興と地域の活性化に寄与する

知事所管法人(社団法人)

番号	法人名	所在地	電話	設立許可年月日	代表者職氏名	法人の目的
41	山梨県4エッチ協会	甲 増坪町710-3	0553-65-2537	昭52.1.27	理事長 齊藤 康雄	農業者組織の発展と農民の社会的、経済的地位の向上を図る
42	富士五湖青年会議所	富 下吉田1643-1	0555-24-0771	昭52.2.3	理事長 小野 利明	社会奉仕をとおし、会員の自己修練と友情を深め明るい豊かな社会を創造する
43	山梨県消防設備協会	甲 住吉1丁目1番11号	055-223-0119	昭52.3.31	会長 野中 修	消防設備関係業務者の育成により、火災予防と火災による被害の軽減を図る
44	山梨県測量設計業協会	甲 中小河原町1612番地3	055-244-0111	昭53.3.24	会長 古屋 正美	測量設計業の発展、技術の向上、経営合理化により産業の発展を図る
45	韮崎青年会議所	韮 本町2丁目9番25号	0551-22-4264	昭53.12.14	理事長 上村 英司	社会奉仕をとおし、会員の自己修練と友情を深め明るい豊かな社会を創造する
46	東山梨医師会	山 下井尻126番地1	0553-22-6621	昭54.2.27	会長 武井 茂樹	東山梨地区における医学、医術の発展普及と公衆衛生の向上を図る
47	山梨県鍼灸マッサージ師会	中 井之口620-1	055-273-2070	昭54.6.13	会長 安河内 芳秀	鍼灸マッサージを社会に普及し、県民の健康保持と公衆衛生に貢献する
48	山梨県土地改良協会	甲 丸の内1丁目13番7号	055-235-1456	昭54.8.1	会長 内田 光司	土地改良事業の健全な発展を図り、農業の近代化、県民福祉の増進に貢献する
49	山梨県河川防災センター	甲 湯村1丁目8番23号	055-251-6153	昭54.10.12	理事長 望月 誠一	河川の保全を図り、住民の安全を確保する
50	南アルプス青年会議所	南ア 小笠原319番地5 南アルプス商工会櫛形支所内	055-284-2205	昭54.12.24	理事長 横内 岳	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め世界の繁栄と平和に貢献する
51	山梨県浄化槽協会	甲 里吉3丁目9番1号	055-232-2762	昭55.5.29	会長 前島 一彦	し尿浄化槽の設計・管理技術の向上等、適正管理により環境衛生向上を図る
52	山梨県建設産業団体連合会	甲 丸の内1丁目14番19号(建設会館内)	055-235-4421	昭56.3.25	会長 井上 勲	建設産業の連絡協調体制を確立し、公共の福祉増進を図る
53	甲府市シルバー人材センター	甲 幸町14番6号	055-222-9488	昭56.5.21	理事長 小林 徳雄	高齢者に就業機会を提供し、社会参加による地域づくりと福祉の増進を図る
54	都留青年会議所	都 下谷4丁目5番8号	0554-45-7060	昭56.10.08	会長 三森 智英	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
55	山梨青年会議所	山 万力1830番地	0553-22-9655	昭56.12.22	理事長 佐藤 正明	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
56	山梨県建築士事務所協会	甲 丸の内1丁目14番19号	055-225-1251	昭57.3.5	会長 木村 亮	建設設計工事管理業務の進歩改善と建築士事務所の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する
57	山梨県雇用促進協会	甲 丸の内2丁目7番23号	055-222-2112	昭57.4.1	理事長 武田 興信	中高年齢者の職業安定、若年労働力の定着を図る
58	山梨県鍼灸師会	韮 本町1丁目15番5号	0551-22-8798	昭57.6.2	会長 藤巻 十三夫	鍼灸を社会に普及し、県民の健康保持と公衆衛生に貢献する
59	山梨県機械電子工業会	甲 大津2192-8	055-243-4380	昭57.7.27	会長 長間 善樹	会員の英知と努力によって業界の振興発展を図り、産業の進展に寄与する
60	北巨摩医師会	北 大泉町谷戸城上2969番地	0551-38-2632	昭57.10.21	会長 中島 琢雄	北巨摩地区における医学、医術の発展普及と公衆衛生の向上を図る
61	笛吹青年会議所	笛 石和町市形977-17	055-263-1698	昭57.11.25	理事長 服部 耕一郎	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
62	山梨県鉄構協会	甲 大津町317番地2	055-241-9141	昭57.12.9	会長 神宮司 正人	鉄構工業の資質を図り、良好な住生活の確保と産業振興に貢献する
63	山梨県労働者福祉協会	甲 相生2丁目7番17号	055-227-6290	昭58.2.25	会長 田中 甲子男	労働者のための福祉活動の推進、福祉の増進を図る
64	甲州青年会議所	甲州 塩山上於曾1585	0553-33-4000	昭58.4.1	理事長 内川 隆雄	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
65	大月青年会議所	大 御大刀1丁目14番24号	0554-23-1750	昭58.11.14	理事長 鈴木 兵武	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
66	宝石貴金属協会	甲 若松町4番5号	055-235-7207	昭59.10.1	会長 窪田 広宣	宝石研磨、貴金属工芸の資質向上、業界の振興発展により、産業の振興を図る
67	峡南青年会議所	南巨 増穂町青柳319番地1	0556-22-6366	昭59.11.21	理事長 大竹 一仁	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
68	山梨県栄養士会	甲 丸の内1丁目10番5号	055-222-8593	昭60.7.12	会長 石坂 恵子	県民の栄養を改善し、健康維持増進を図り、福祉の向上に貢献する
69	山梨県観光物産連盟	甲 丸の内1丁目8番5号	055-231-2722	昭60.10.1	会長 山本 栄彦	観光事業の振興により、産業、文化の発展、福祉の増進を図る
70	山梨県視覚障害者福祉協会	甲 北新1丁目2番12号	055-252-0100	昭60.12.16	会長 相吉 堯春	視覚障害者の生活安定、関係団体との協調により、視覚障害者の福祉の向上に寄与する
71	山梨県薬種商協会	甲 丸の内1丁目10番5号	055-222-2221	昭62.9.21	会長 中田 雄一	薬事の知識普及、薬種商の職能向上をもつて、公衆衛生と薬事の進歩発展を図る
72	山梨県東部地方広域シルバー人材センター	大 花咲10番地	0554-22-2900	昭63.6.2	理事長 西室 寛	大月市、都留市、上野原町の高齢者に就業機会を提供し、地域づくりに貢献する
73	東山梨地区広域シルバー人材センター	甲州 塩山下於曾1704番地	0553-32-4110	平2.3.22	理事長 田邊 篤	東山梨地区の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに貢献する
74	山梨県危険物安全協会	甲 丸の内1丁目9番11号	055-227-1597	平2.3.22	会長 小田切 千冬	危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者の資質向上をもつて、県民生活の安全確保に寄与する
75	富士五湖広域シルバー人材センター	富 上吉田848番地1	0555-22-9241	平2.10.1	理事長 堀内 茂	富士五湖地方等の高齢者に就業機会を提供し活力ある地域社会づくりに寄与する
76	山梨県産業廃棄物協会	甲 中町219番地9	055-244-0755	平3.1.17	会長 古屋 昶	産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り福祉の向上を図る
77	峡北広域シルバー人材センター	韮 若宮1丁目10番19号	0551-23-3660	平3.3.18	理事長 白倉 政司	峡北地域の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与する
78	山梨県情報通信基盤整備協会	甲 北口2丁目6番10号山梨放送技術局内	055-231-3270	平3.9.25	理事長 野口 英一	県内の民放テレビ難視聴を解消し、電気通信格差の是正と地域住民の福祉の向上に寄与する
79	峡南広域シルバー人材センター	南巨 鯉沢町665番地8	0556-22-8701	平3.11.13	理事長 石川 洋司	峡南地域の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与する
80	峡中広域シルバー人材センター	甲斐 篠原2644番地3	055-279-6626	平4.3.9	理事長 藤巻 義麿	中巨摩東部地域の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与する
81	南アルプス市シルバー人材センター	南ア 飯野2825番地3	055-282-6633	平4.3.27	理事長 塚原 和夫	南アルプス市地域の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与する
82	青少年育成山梨県民会議	甲 丸の内1丁目6番1号(青少年課内)	055-223-1357	平4.4.1	会長 大澤 英二	国及び県の施策と呼応しながら、県民総参加の運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図る

知事所管法人(社団法人)

番号	法人名	所在地	電話	設立許可年月日	代表者職氏名	法人の目的
83	笛吹市シルバー人材センター	笛 石和町松本1126番地	055-262-0099	平 4.6.26	理事長 萩野 正直	東八代郡の高齢者に就業機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与する
84	山梨県造園建設業協会	甲斐 篠原2456番地4	055-279-7328	平 6.3.10	会長 植原 喜久男	造園技術の向上、造園事業の健全な発展を図り、都市環境の整備促進、環境緑化に寄与する
85	山梨県情報通信業協会	甲 大津町2192番地8	055-243-2046	平 6.4.1	会長 飯室 元邦	情報関連技術の開発の促進等により県内情報サービス産業の健全な発展を図り、地域の情報化を促進する
86	ハヶ岳青年会議所	北杜 長坂町長坂上条2312	0551-32-2130	平 6.6.8	理事長 山本 創一	地域社会、国家の発展を図り、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に貢献する
87	山梨県旅行業協会	甲 丸の内1丁目9番11号	055-237-5760	平 8.4.1	会長 古宮 満	旅行業務に関する取引公正確保、旅行者の安全、利便の推進に努め、県内旅行業の発展向上に寄与する
88	山梨科学アカデミー	甲 丸の内1丁目6番1号(企画課内)	055-223-1437	平 8.5.7	会長 貴井 英明	科学者、科学者の交流促進、研究支援、啓蒙を行い県内の研究、科学、技術の発展に寄与する
89	山梨県調理師会	甲 丸の内1丁目10番5号	055-226-6727	平 8.7.26	会長 小又 正	調理師法の趣旨に基づき、食生活向上、福祉増進、観光開発、合理的調理技術の発展を図る
90	山梨県歯科技工士会	甲 古上条町33番地13	055-241-2651	平 9.11.19	会長 保延 善宗	歯科医療に関する知識の普及及び歯科技工技術の向上を図り、県民の福祉の増進に寄与する
91	山梨県専修学校各種学校協会	甲斐 宇津谷445	0551-20-0030	平 10.4.1	会長 赤池 誠章	専修学校、各種学校相互の協調と連携を図り、専修学校、各種学校教育の健全な発展向上及び県民の福祉の増進に寄与
92	山梨県不動産鑑定士協会	甲 中央2丁目13番20号	055-221-2380	平 10.5.19	会長 野田 岳志	不動産鑑定士業務の進歩改善に努め、県民生活の安定向上に貢献する
93	山梨県シルバー人材センター連合会	甲 丸の内2丁目14番13号	055-228-8383	平 10.9.21	会長 石川 洋司	定年退職者等の高齢年齢退職者の希望に応じた就業機会を確保する
94	山梨県聴覚障害者協会	甲 上石田3丁目19番23号-104	055-226-4450	平 11.12.17	理事長 村松 裕子	聴覚障害者の生活、文化及び教育の向上と社会的自立の促進を図る
95	甲府市歯科医師会	甲 幸町14番6号	055-244-8888	平 13.2.22	会長 三木 正夫	医道の高揚、歯科医学の進歩発達等を図り、予防医学の完成に向け努力し、もって社会福祉を推進に寄与する
96	甲府市薬剤師会	甲 幸町14番6号	055-236-5200	平 13.3.1	会長 幡野 仁	地域社会に対する活動を通じて医療及び公衆衛生の普及向上を図り、甲府市民の健康な生活環境の確保に寄与する
97	山梨県放射線技師会	甲 飯田2丁目19番7号	055-235-7553	平 13.6.20	会長 澤登 正	診療放射線の正しい知識の普及・啓発に努め、地域保健活動を推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与する。
98	中巨摩医師会	南ア 山寺35-4番地	055-283-3472	平 15.7.10	会長 西野 義久	医道の高揚、医学技術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進を図る
99	山梨勤労者医療協会	甲 宝1-9-1	055-222-6616	昭 38.3.23	理事長 三浦 克弥	尊い人命と健康を守る医療活動を全体的に発展させる。
100	山梨県警友会連合会	甲 宝1-21-20農業共済会館内	055-228-1144	昭 53.11.22	会長 奈良田 幸夫	地域における社会秩序の維持に努め、明るい住みよい社会を造るために貢献する。
101	山梨県指定自動車教習所協会	南ア 下高砂825	055-285-0901	昭 60.4.1	会長 小澤 建雄	指定自動車教習所の健全な発展向上を図り、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与する。
102	山梨県警備業協会	甲 宝1-21-20農業共済会館内	055-228-2558	平 元.2.19	会長 望月 操三	警備業務の適切な運営を確保して警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与する。
103	山梨県安全運転管理者協議会	甲 宝1-21-20農業共済会館内	055-236-1020	平 2.8.24	会長 深沢 登志夫	県民に対し、安全運転に関する啓発並びに交通安全思想の普及徹底を図り、もって交通安全の実現に寄与する。
104	被害者支援センターやまなし	甲 丸の内2-32-11山梨県医師会館内	055-228-8639	平 19.4.1	会長 竹井 清八	被害者等に対する各種支援事業を行うことにより、被害者支援について県民の理解を深め、被害者支援意識の高揚等を図る。

知事所管法人(財団法人)

番号	法人名	所在地	電話	設立許可年月日	代表者職氏名	法人の目的
1	山梨県消防協会	中央 今福991	055-273-9456	昭23.12.20	会長 横内 正明	防火思想の普及、消防施設の改善、消防活動の強化
2	山梨県労農福祉センター	甲 相生2-7-17	055-235-2662	昭29.1.1	理事長 坂本 初男	労働、農業問題の調査研究、産業の振興強化、労農関係者の文化の向上と発展
3	山梨県母子寡婦福祉連合会	甲 朝日4-5-21	055-252-7014	昭34.10.24	会長 土橋 つる子	未亡人の自立、福祉の振興、健全な家庭生活の確保
4	堀内浩庵会	富 新西原5-5597-103	0555-22-7588	昭36.5.31	理事長 堀内 光一郎	富士山麓地方の人材開発、観光資源の開発、保護をとおして地域福祉の増進
5	山梨県遺族会	甲 岩窪町608	055-252-7664	昭37.2.1	会長 渡辺 泰	英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、平和日本の建設
6	山梨県蚕糸協会	甲 中央2-12-37	055-237-8866	昭40.5.12	会長 深沢 登志夫	蚕糸に関する研究調査、需要増進と県内蚕糸業の振興発展
7	奥村不老園	甲 酒折3-4-3	055-233-5893	昭40.9.13	理事長 荻野 寛二	レクリエーションと休養保健の場としての梅園の経営
8	山梨県林業公社	甲 丸の内1-9-11	055-235-5331	昭40.9.13	理事長 小俣 洋	森林資源の造成、整備森林保護思想の普及、啓発
9	山梨県健康管理事業団	甲 宝1-4-16	055-225-2800	昭41.4.30	理事長 大久保 幹雄	検診、保健衛生に関する検査等をつうじ、県民の福祉向上
10	身延山聖園	南巨 身延町身延3567(久遠寺)	05566-2-1011	昭41.9.5	理事長 井上 端雄	信徒、一般の墓地を構築し、祖先崇敬の情操を養い、心身の錬磨に資する
11	山梨日日新聞厚生文化事業団	甲 北口2-6-10	055-231-3106	昭45.5.16	理事長 大森 元昭	福利厚生増進と文化の普及、県民の生活水準の向上
12	山梨県青少年協会	甲 川田町517	055-237-5311	昭45.11.20	理事長 内藤 いづみ	青少年のための施設の管理運用をとおして健全育成を図る
13	山梨県森林土木コンサルタント	甲斐 中下条227-1	055-277-8291	昭47.4.1	理事長 牧村 隆幸	森林土木の技術、事務の改善向上と土木事業の振興発展
14	山梨県農業振興公社	甲 飯田3-2-44	055-232-2760	昭47.4.1	理事長 遠藤 順也	農地保有合理化促進事業の実施、農業の近代化、県民福祉の向上
15	テレビ山梨厚生文化事業団	甲 湯田2-13-1	055-232-1111	昭50.5.13	理事長 金丸 康信	厚生文化事業をとおして、県民の生活水準、健康増進を図る
16	茂義福祉会	甲 川田町389	0554-22-3136	昭50.8.18	理事長 小林 順子	心身障害者の社会復帰のための調査、研究と生活を保障する作業施設の運営
17	新約同人会	大 大月町真木4680	0554-22-3467	昭52.2.17	理事長 横山 文彦	心身障害者の社会復帰のための調査、研究と生活を保障する作業施設の運営
18	山梨県子牛育成協会	北杜 小淵沢町大平10061	0551-36-3200	昭52.3.23	理事長 遠藤 順也	子牛の生産、育成の振興と確保を図り、畜産経営の安定的発展を図る
19	山梨県市町村振興協会	甲 蓬沢1-15-35	055-237-3153	昭54.4.1	理事長 宮島雅展	市町村の健全な発展のため、諸施策を実施し、住民福祉の向上を図る
20	甲南健康福祉協会	甲斐 玉川251-4	055-278-0311	昭55.5.17	理事長 吉崎 哲也	地域住民、勤労者等の疾病の相談、審査等をとおして保健衛生、福祉の向上を図る
21	富士山をきれいにする会	甲 北口2-6-10	055-231-3106	昭57.3.24	理事長 野口 英一	富士山、富士山北麓地域の文化財の保護、観光公德心の昂揚、美化啓発を図る
22	山梨県職員互助会	甲 丸の内1-6-1(職員厚生課内)	055-223-1376	昭57.4.13	理事長 古賀 浩史	県行政に携わる者の相互救済、福利厚生等をとおして公共福祉の向上を図る
23	山梨県馬事振興センター	北杜 小淵沢町10060-3	0551-36-3945	昭57.6.17	理事長 遠藤 順也	馬事技術の普及奨励、優良乗用馬の育成供給をとおして公共福祉の向上を図る
24	山梨県アイバンク	中央 下河東1110(山梨大学医学部内)	055-273-6776	昭58.6.15	理事長 秋山 詔樹	角膜提供者の登録制度の運営をとおして、視力障害者の回復と福祉の向上を図る
25	里仁会	中央 下河東1110(山梨大学医学部内)	055-273-5475	昭58.10.12	理事長 玉木 正男	山梨医科大学付属病院の運営に協力、地域医療の振興、助成等社会福祉の向上を図る
26	山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	甲 東光寺3-13-25	055-237-1641	昭59.3.9	理事長 宮島 雅展	地場産業の健全運営をとおして、地域経済の基盤強化と住民福祉の増進を図る
27	山梨県町村自治協会	甲 蓬沢1-15-35	055-235-3228	昭59.4.1	理事長 廣瀬 文夫	地域づくり事業の推進、町村職員の福利厚生等をとおして地方自治の発展を図る
28	桃源文化振興協会	南ア 飯野2971	055-284-3411	昭59.7.19	理事長 金丸 康信	桃源文化会館の運営をとおして地域文化の向上と福祉の増進を図る
29	山梨県生活衛生営業指導センター	甲 中央2-14-5	055-232-1071	昭59.9.3	理事長 山形 正喜	生活衛生関係の営業経営の健全化及び振興を図り衛生水準の向上と利用者の利益を擁護する
30	帝京山梨教育福祉振興会	甲 北口2-15-4	055-251-4312	昭60.5.16	理事長 沖永 莊一	老人福祉、医療・産業教育をとおして、福祉の向上、医療の振興、産業発展を図る
31	山梨県自由民主会館	甲 丸の内2-9-3	055-226-5777	昭60.9.21	会長 堀内 光雄	自由主義、民主主義思想の昂揚と普及をとおして、県民生活の向上を図る
32	山梨県下水道公社	笛 石和町東油川北畑417	055-263-2738	昭61.4.1	理事長 長谷川 友宏	下水道技術の調査、研究、普及、啓発と下水道行政への協力と県民生活の向上

知事所管法人(財団法人)

番号	法人名	所在地	電話	設立許可年月日	代表者職氏名	法人の目的
33	山梨県臓器移植推進財団	中央 下河東1110(山梨大学医学部内)	055-273-1082	昭61.8.5	理事長 小林 修	臓器移植の普及啓発活動等を行うことにより、医療の向上、福祉の増進を図る
34	山梨県国際交流協会	甲 飯田2-2-3(国際交流センター内)	055-228-5419	昭37.4.28	理事長 黒澤 幸昭	県民が主体となった国際交流・協力、海外移住を推進し、世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与する
35	やまなし産業支援機構	甲 大津町2192-8	055-243-1888	昭61.11.1	理事長 横内 正明	高度技術に立脚した工業開発を促進し、技術革新に即応した本県産業の振興を図る
36	山梨伝統産業振興会	笛 石和町四日市場1569	055-263-6741	昭62.3.11	理事長 沖永 荘一	伝統工芸品の技法保存、後継者育成、普及をとおして伝統工芸産業の発展を図る
37	小佐野記念財団	甲 丸の内1-6-1(国際課内)	055-223-1436	昭62.5.13	理事長 小佐野 英子	国際交流活動により、世界に開かれた文化的で活力あふれたふるさとづくりを行う
38	山梨県富士川地域地場産業振興センター	南巨 身延町下山藤塚1578	05566-2-5424	昭62.9.16	理事長 横内 正明	地場産業の育成を行い、地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の向上を図る
39	ふるさと財団	甲 丸の内1-6-1(県民生活課内)	055-223-1350	昭63.1.7	理事長 長田 浩行	福祉、教育、文化、国際交流活動を助成し、県民のふるさとづくりを促進する
40	南アルプスふるさと活性化財団	南巨 早川町草塩321-1	0556-45-2507	昭63.3.26	理事長 辻 一幸	過疎地域の活性化を図るため、ユニークな事業を推進する
41	山梨県緑化推進機構	甲 丸の内1-9-11	055-226-6279	平2.1.31	会長 内田 健	健全な森林づくりと緑豊かな環境整備を進め、緑化の思想昂揚、事業の推進を図り、緑豊かな県土を造る
42	山梨県郡内地域地場産業振興センター	富 上吉田2277-3	0555-24-4406	平2.10.31	理事長 横内 正明	郡内地域の地場産業の健全な発展、育成、振興を図り、地域健在の強化と地域住民の福祉向上に寄与する
43	みずがき山ふるさと振興財団	北杜 須玉町比志6438	0551-20-6500	平5.3.29	理事長 白倉 政司	みずがき山一帯の資源を生かし、活性化事業、都市との交流事業を行い、活力ある地域づくりに寄与する
44	山梨県環境整備事業団	甲 丸の内1-9-11	055-223-1516	平6.11.1	理事長 風間 善樹	産業廃棄物最終処分場等を設置、運営し、もって県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与する
45	水と緑と大地の公社	北都 小菅村3445	0428-87-0888	平7.3.31	理事長 廣瀬 文夫	多摩源流の資源を活かし、地域住民の福祉の向上及び活力ある地域づくりに寄与する
46	山梨県公園公社	山 江曾原1488	0553-23-4101	平7.4.3	理事長 小野 忠	都市公園の管理運営を有効に活用し、うるおいある生活環境の形成と県民福祉の向上に寄与する
47	まほろばの里ふるさと振興財団	甲州 大和町初鹿野2248	0553-48-2571	平8.5.31	理事長 田邊 篤	大和村及び周辺地域の資源を活かし、地域活性化事業等を行い、住民の福祉向上、地域づくりに寄与する
48	明野農業振興公社	北杜 明野町上手5602	0551-25-2885	平8.11.29	理事長 白倉 政司	茅ヶ岳山麓地域の優良農地の高度活用を促進し、明野村の農業振興に寄与する
49	やまなし環境財団	甲 丸の内1-6-1(環境活動推進課内)	055-223-1503	平9.11.20	理事長 今村 修	環境に関する普及啓発活動を行うとともに、民間の環境保全活動を支援する
50	山梨福祉財団	甲 中央2-8-8	055-228-7790	平10.3.23	理事長 山内 裕子	社会福祉施設等への助成を行い、障害者などが安定した生活を営むために必要な能力の育成等に貢献する
51	山梨総合研究所	甲 丸の内1-8-11	055-221-1020	平10.4.1	理事長 渡辺 利夫	中長期的展望に立った幅広い視点から調査研究及び提言を行うとともに研究活動を通じた人材育成を行う
52	やまなし文化学習協会	甲 寿町21-1	055-228-9131	平11.4.1	理事長 高野 孫左衛門	県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を支援し、文化の振興を図るとともに地域を担う人材育成を行う
53	甲府市勤労者福祉サービスセンター	甲 朝気2-2-22	055-232-8753	平12.7.6	理事長 宮島 雅展	甲府市の中小企業勤労者のための福祉事業を行い、中小企業の振興、地域社会の活性化に貢献する
54	シルクの里振興財団	中央 大鳥居3770	055-269-2411	平14.2.5	理事長 長山 勝典	農地保有合理化事業を行い、農業経営の基盤強化等を図り、豊富村の農業の発展に寄与する。
55	ふじよしだ観光振興サービス	富 新屋1936番地6	0555-21-1000	平18.6.15	理事長 菅沼 俊夫	富士吉田市及び山梨県の産業経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。
56	身延山病院	南巨 身延町梅平2483-167	0556-62-1061	昭21.10.5	理事長 井上 瑞雄	地域における治療・予防医学及び介護保険事業の実践を期し、医療・介護の向上をはかり社会福祉の増進に精進する。
57	山梨厚生会	山梨 下落合860	0553-23-1311	昭26.12.24	理事長 有泉 憲史	医療による社会厚生事業を行う。
58	花園病院	甲 和田町2968	055-253-2228	昭30.6.17	理事長 山角 駿	医療施設及び社会復帰施設等を経営し、学理的で且つ適正な医療等を与えるとともに、社会一般公共の福祉の増進に寄与する。
59	住吉病院	甲 住吉4-10-32	055-235-1521	昭30.11.16	理事長 松野 正弘	病院を経営し、学理的で且つ適正な医療を供与し、社会一般公共の福祉の増進に寄与する。
60	山梨整枝更生会	甲 丸の内1-12-3	055-233-4106	昭31.6.19	理事長 中村 けさ代	医療によって社会福祉の増進を図る。
61	三生会	上野原 上野原1185	0554-62-3355	昭31.7.16	理事長 伊藤 弘	有効適切な医療、保護を施し、もって広く社会公共の福祉に寄与する。
62	山梨県防犯協会	甲 丸の内1-9-11県民会館4F	055-235-0110	昭24.12.25	会長 横内 正明	犯罪のない明るい社会の実現及び効果的な防犯活動を推進し、各防犯団体の円滑な活動の促進を図る。
63	山梨県警察官友の会	甲 丸の内1-6-1	055-235-2121	昭31.11.2	会長 長澤 利久	警察と県民の融和を深め、相互の理解と協力により民主警察の推進確立に寄与する。
64	山梨県交通安全協会	南ア 下高砂847	055-280-5550	昭45.3.2	会長 宮川 睦武	交通事故防止のため、交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全に寄与する。
65	山梨県暴力追放県民会議	甲 丸の内1-5-4恩賜林記念館内	055-227-5420	平4.1.22	理事長 小野 堅太郎	暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図る。

教育委員会所管法人

番号	名称	所在地	電話番号	設立年月日	代表者職名	代表者氏名	主な目的・事業
1	(財)山梨県教育会館維持財団	〒400-0031 甲府市丸の内1-9-11県民会館内	055-237-6580	S19.8.27	理事長	上田 達	山梨県教育会館の建設
2	(財)富士博物館	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津3964	0555-72-2209	S29.3.5	理事長	井出 常清	人文・自然科学関係資料の供用、調査、研究
3	(財)山梨県学校給食会	〒400-0069甲府市中村町6-6	055-226-7778	S32.5.22	会長	依田 英雄	学校給食の普及・充実、学校給食用物資の適正円滑な供給
4	(財)山梨基督教育青年会	〒400-0032 甲府市中央5-4-11	055-235-8543	S32.6.27	理事長	石原 祥平	青少年の人格の向上・奉仕精神の養成、基督教の理想とする地域社会の建設
5	(社)山梨県私学教育振興会	〒400-0031 甲府市丸の内1-9-11県民会館内	055-232-4422	S36.7.11	理事長	渡邊 弘	私学教育振興のための資金貸付・助成
6	(社)北巨摩教育会館	〒407-0015 韮崎市若宮2-6-26	0551-22-0540	S37.12.20	理事長	小尾 一仁	義務教育の向上、児童青少年の福祉に寄与、会員の研修
7	(財)山人会	〒400-0024 甲府市北口2-6-10 山梨日日新聞社内	03-5292-5741	S39.11.2	会長	山地 進	文化事業の助成と青少年の創造力の開発助成のための文化活動の育成奨励
8	(社)山梨県私立幼稚園協会	〒400-0031 甲府市丸の内1-9-11県民会館内	055-232-4422	S41.8.19	理事長	岩間 光弘	幼児教育の発展向上
9	(財)山梨県私学教職員退職金財団	〒400-0031 甲府市丸の内1-9-11県民会館内	055-232-4422	S42.12.6	理事長	伊藤 信	私学教職員の退職金の支給、私学教職員の福祉の増進
10	(財)山梨県高等学校教育振興会	〒400-0031 甲府市丸の内3-9-10教育会館内	055-226-7290	S43.2.21	理事長	中島 真人	高等学校教育振興に関する調査研究、高等学校教育・安全教育に対する助成
11	(財)山梨県婦人福祉会館	〒400-0031 甲府市丸の内3-23-1	055-222-0738	S43.4.1	理事長	渡邊 真弓	婦人の教養・資質の向上、社会福祉活動
12	(財)甲府市学校給食会	〒400-0031 甲府市太田町1-10	055-223-7328	S45.12.9	理事長	奥田 理	学校給食事業の充実発展と運営の円滑適正化
13	(財)山梨みどり奨学会	〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1県教育庁高校教育課内	055-223-1769	S44.5.1	会長	横内 正明	交通遺児の修学の奨励及び経済的理由により就学が困難な高等学校等に在学する生徒に対して学資を貸与
14	(財)山梨県体育協会	〒400-0836 甲府市小瀬町840	055-243-3111	S45.4.3	会長	山本 栄彦	アマチュアスポーツの振興、体力の向上、スポーツ精神の育成
15	(財)山梨県教育会館	〒400-0031 甲府市丸の内3-9-10	055-226-1541	S45.12.23	理事長	中島 真人	教育関係者の提携の強化・教養の向上、児童生徒のための諸活動の発展
16	(財)実財団	〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1県教育庁社会教育課内	055-223-1770	S47.4.3	理事長	廣瀬 孝嘉	個人・団体の顕彰、社会道義の高揚、教育・地域振興、文化の奨励
17	(財)山梨県教職員互助組合	〒400-0031 甲府市丸の内3-9-10教育会館内	055-222-2613	S47.11.16	理事長	望月 忠男	公立学校教職員の相互共済、福祉の向上、生活安定
18	(財)囃月美術館	〒400-0336 南アルプス市十日市場726	055-282-0037	S47.12.20	理事長	河西 宏和	美術館の設置、美術の振興、学術の向上、郷土文化の発展
19	(財)山梨県高等学校教職員互助会	〒400-0031 甲府市丸の内3-9-10教育会館内	055-226-5033	S49.3.26	理事長	大沢 正	高等学校教職員の相互扶助・生活の安定と福利の増進、教育文化の振興発展
20	(財)南アルプス奨学会	〒400-0492南アルプス市鮎沢1212南アルプス市教育委員会内	055-282-7777	S50.10.2	理事長	今沢 忠文	奨学金の貸付・就学の奨励
21	(財)日本精神修養会	〒407-0108 北杜市双葉町宇津谷445	0551-28-1292	S50.12.20	理事長	梅沢 重雄	日本精神の復活、日本古来の道徳の昂揚
22	(財)美枝きもの資料館	〒409-3117 南巨摩郡身延町三沢116	0556-37-0003	S53.7.10	理事長	上田 裕子	資料館の設置、資料の保管管理・展示
23	(社)南巨摩郡教育会館	〒400-0601 南巨摩郡躰沢町795-4	0556-22-1500	S54.7.5	理事長	遠藤 等	学校教育・社会教育の向上、児童・青少年の福祉への寄与
24	(財)帝京育英会	〒400-0016 甲府市武田1-2-11	055-253-1311	S55.1.24	理事長	沖永 恵津子	修学援護による人材育成
25	(財)富士吉田体育協会	〒403-0005 富士吉田市上吉田6200鐘山スポーツセンター内	0555-24-3633	S57.4.13	会長	勝保 章	アマチュアスポーツの振興・体力の向上、スポーツ精神の育成
26	(財)やまなみ文化基金	〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1県生涯学習文化振興課内	055-223-1796	S59.8.22	理事長	野口 英一	文化活動の奨励・援助、個性豊かな地域文化の向上
27	(財)清春白樺美術館財団	〒408-0036 北杜市長坂町中丸2072	0551-32-4865	S60.9.4	理事長	吉井 長三	美術作品の収集保存・一般公開、美術に対する知識の普及
28	(財)山梨文化財研究所	〒406-0032 笛吹市石和町四日市場字大剣1566-2	055-263-6441	S61.6.13	理事長	沖永 荘一	文化財の調査研究、文化財の保護思想の普及と普及

番号	名称	所在地	電話番号	設立年月日	代表者職名	代表者氏名	主な目的・事業
29	(社)中巨摩郡教育会館	〒400-0213 南アルプス市西野1294-1教育会館内	055-282-5070	S61.2.10	理事長	清水 一郎	学校教育・社会教育の向上、児童・生徒・青少年の福祉への寄与
30	(財)ふるさと財団	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1県企画部県民生活課内	055-223-1350	S63.1.7	理事長	長田 浩行	福祉・教育・文化・国際交流に関する事業によるふるさとづくり
31	(財)甲府市体育協会	〒400-0008 甲府市緑が丘2-8-1緑が丘公園管理事務所内	055-252-3824	S63.2.17	会長	宮島 雅展	アマチュアスポーツの振興・体力の向上、スポーツ精神の育成
32	(財)山梨鈴木助成事業財団	〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1県教育庁総務課内	055-223-1742	S63.11.18	理事長	椎名 幸子	人材育成事業を通じた教育・文化・福祉の発展向上
33	(財)しんきん育英会	〒400-0031 甲府市丸の内2-17-6	055-222-0231	S63.11.7	理事長	今井 進	修学援助による人材育成
34	(社)ボーイスカウト山梨連盟	〒400-0047 甲府市徳行3-5-6(水落 宏方)	055-228-6434	H元.4.19	理事長	広瀬 守光	ボーイスカウト運動の振興による青少年の健全育成
35	(社)西八代教育会館	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間3007	0556-32-2252	H元.4.20	理事長	佐藤 和人	学校教育・社会教育の向上、児童・生徒・青少年の福祉への寄与
36	(財)富士河口湖ふるさと振興財団	〒401-0304 南都留郡富士河口湖町河口3170	0555-76-8282	H2.3.26	理事長	小佐野 常夫	自然保護意識の高揚、文化の育成による地域の振興、公の施設の管理・運営
37	(財)富士吉田文化振興協会	〒403-0013 富士吉田市緑ヶ丘2-5-23富士吉田市民会館内	0555-23-3100	H3.3.12	理事長	内藤 成雄	芸術文化の振興発展
38	(財)仲田育成事業財団	〒407-0015 韮崎市若宮3-8-25	0551-22-5135	H3.6.7	理事長	古井 明男	奨学金の給付、芸術・文化・スポーツ等の団体への助成による人材育成
39	(社)北都留教育会館	〒401-0013 大月市大月2-8-29	0554-22-1811	H3.12.4	理事長	渡邊 純子	学校教育・社会教育の向上、児童・生徒・青少年の福祉への寄与
40	(財)和光育英会	〒409-0613 大月市猿橋町伊良原34-4	0554-22-1215 090-8008-5332	H4.10.21	理事長	和光 泰	修学援助による人材育成
41	(財)いさわ文化・スポーツ振興財団	〒406-0035 笛吹市石和町広瀬626-1	055-263-7959	H4.12.16	理事長	荻野 正直	芸術・文化・スポーツの向上、福祉の向上、地域の活性化
42	(財)布能育英会	〒400-0025 甲府朝日2-15-21	055-241-1090 (055-241-2472)	H5.5.7	理事長	布能 壽英	修学の援助、学術研究への助成による人材育成
43	(財)古屋教育助成財団	〒404-0043 甲府市中央2-8-8	055-237-8838	H6.12.21	理事長	古屋 和子	学校の協会指導等に関する研究助成、教材・教具等購入助成、教育講演会の助成
44	(財)都留楽友協会	〒402-0053 都留市上谷1888-1	0554-43-1515	H7.4.12	理事長	小林 義光	芸術文化の普及振興、地域文化の創造・発信、地域住民の文化活動への支援
45	(財)つるしんふるさと文化育英基金	〒403-0004 富士吉田市下吉田1729都留信用組合本店内	0555-22-2131	H10.3.19	理事長	渡邊 彬	高等学校の生徒に奨学金の給付、地域の文化事業に対する助成
46	(財)武田の里文化振興協会	〒407-0002 韮崎市藤井町坂井205韮崎市文化ホール内	0551-20-1155	H10.3.31	理事長	林 紘子	芸術文化の推進・振興、地域文化の創造・発信、文化ホールの施設管理受託
47	(財)テレビ山梨厚生文化事業団	〒400-8570 甲府市湯田2-13-1(株)テレビ山梨内	055-232-1111	S50.5.13 共管 H10.12.2	理事長	金丸 康信	学術分野の研究・開発・調査等への助成、奨学金の支給、福祉施設への助成
48	(財)富士桜育英会	〒403-0004 富士吉田市下吉田642-3	0555-24-2331	H11.4.1	会長	渡邊 貢	富士北麓地域在住又は出身子弟に対する奨学金の給付、地域青少年教育の振興
49	(財)長岡育英会	〒400-0032 甲府市中央4-8-3-1402	055-236-0288	H14.12.24	理事長	長岡 喜法	奨学資金の支給等による人材育成
50	(財)南アルプス市体育協会	〒400-0301南アルプス市桃園1600番地	055-284-5151	H18.2.23	会長	石川 豊	アマチュアスポーツ団体の統括、生涯スポーツの普及
51	(社)山梨県サッカー協会	〒400-0072甲府市大和町1番54号	055-220-3113	H18.4.1	会長	横森 一成	県サッカー界の統括、サッカーの普及発展、競技力向上、スポーツ文化創造。
52	(財)赤尾育英奨学会	〒403-0001富士吉田市上暮地2丁目10番15号	0555-22-8812	H18.3.16	理事長	赤尾 文夫	奨学資金の支給等による人材育成

山梨県教育委員会所管公益信託

(単位・千円)

番号	名称	主たる事務所の所在地	電話番号	設立年月日	信託財産	委託者名
1	山申会育英基金	400-0031甲府市丸の内1-17-14住友信託銀行甲府支店内	0552-26-3000	S63.11.16	59,335	日向方斎 100,000
2	大木記念美術作家助成基金	400-0031甲府市丸の内1-17-14住友信託銀行甲府支店内	0552-26-3000	H4.12.16	50,000	大木いつみ 50,000 大木ト子 10,000

主な目的・事業

育英事業による人材育成

美術作家への資金助成による人材育成と芸術の普及向

公益法人制度改革三法の概要

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・ 通称「一般社団・財団法人法」、「法人法」、「1階法」
- ・ 準則主義により法人格を取得できる制度を創設
- ・ 法人の組織、法人の運営等について規定
- ・ 公益認定を受ける法人にも適用

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

- ・ 通称「公益法人認定法」、「認定法」、「2階法」
- ・ 内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者からなる委員会（国）又は審議会等の合議制機関（県）の意見に基づき、法人の公益性の認定及び監督等を行う制度を創設
- ・ 公益認定基準、公益法人の遵守事項、公益法人に対する監督等について規定

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ 通称「整備法」
- ・ 現行の公益法人の設立根拠である民法の規定を削除
- ・ 現行の公益法人が、委員会等の判断に基づき新制度に移行する手続等について規定

公益認定等に関する運用について
(公益認定等ガイドライン)
(案)

平成 20 年〇月〇日

内閣府公益認定等委員会

はじめに

新しい公益法人制度は、主務官庁の裁量権を排除し、できる限り準則主義に則った認定等を実現することを目的として法改正がなされ、今日まで準備が進められてきた。

公益認定等委員会は、この目的を実現するべく認定基準等に関する政令・内閣府令に関して、議事録・資料を公開しつつ、11回の審議を経て答申をまとめたところであり、これに沿って政府において昨年9月に制定された。

公益認定等委員会は、その後、制度の詳細のうち、明確にしておくことが、申請者にとっても、国・都道府県の審査当局にとっても有益であると考えられる事項について、昨年9月6日から審議を開始し、同様に資料、議事録を公開しつつ、合計18回の審議を重ねてきた。

これを「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）として取りまとめたところである。

また、法人の行う個別の事業が「公益目的事業であるかどうか」すなわち「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか」の事実認定にあたっての留意点としての「公益目的事業のチェックポイント」もガイドラインと並行して審議を重ね取りまとめた。

今後、具体的に審査等が進むことなどにより、必要性が明らかになればさらに追加等を行うことは必要になるものと考えられる。まずは、国・都道府県、法人関係者の間で十分に共有され、円滑な制度運用が進むことを期待したい。

目 次

I	公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）	1
1.	認定法第5条第1号関係＜法人の主たる目的＞	1
2.	認定法第5条第2号関係＜経理的基礎及び技術的能力＞	1
3.	認定法第5条第3号、第4号関係＜特別の利益＞	3
4.	認定法第5条第5号関係＜投機的な取引を行う事業＞	3
5.	認定法第5条第6号、第14条関係＜公益目的事業の収入＞	4
6.	認定法第5条第7号関係＜公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ＞	8
7.	認定法第5条第8号、第15条関係＜公益目的事業比率＞	8
8.	認定法第5条第9号、第16条関係＜遊休財産額の保有の制限＞	13
9.	認定法第5条第10号関係＜理事と特別の関係がある者＞	17
10.	認定法第5条第11号関係＜同一の団体の範囲＞	17
11.	認定法第5条第12号関係＜会計監査人の設置＞	17
12.	認定法第5条第13号、第20条関係＜役員等の報酬等の支給基準＞	18
13.	認定法第5条第14号イ関係＜社員の資格得喪に関する条件＞	19
14.	認定法第5条第15号関係＜他の団体の意思決定に関与することができる財産＞	19
15.	認定法第5条第16号関係＜不可欠特定財産＞	20
16.	認定法第5条第17号、第18号関係＜財産の贈与、帰属先＞	20
17.	認定法第18条関係＜公益目的事業財産＞	21
18.	認定法第19条関係＜収益事業等の区分経理＞	23
II	整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について（一般社団法人・一般財団法人への移行関係）	24
1.	公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）	24
2.	公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）	28
	【参照条文】	29
	【参考】公益目的事業のチェックポイントについて	34
	第1 公益目的事業のチェックポイントの性格	34

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっ

ての留意点	35
1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	35
2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点	45
【補足】横断的注記	47
【参照条文】	48
【別紙】公益目的事業について	50
【別添】事業区分ごとの事業名の例	51

Ⅰ 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）、同法施行令（以下「認定令」）及び同法施行規則（以下「認定規則」）に基づく公益認定の申請に関し、認定法第5条に規定する公益認定の基準及び関連する規定についての運用を明らかにし、もって認定法の円滑な施行を図ることを目的としている。

なお、具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件毎に判断される。

1. 認定法第5条第1号関係〈法人の主たる目的〉

認定法第5条第1号の「主たる目的とするものであること」とは、法人が、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」の実施を主たる目的とするということである。定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。申請時には、認定法第5条第8号の公益目的事業比率の見込みが50%以上であれば本号は満たすものと判断する。

【参照条文】

（公益認定の基準）

認定法第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

2. 認定法第5条第2号関係〈経理的基礎及び技術的能力〉

《経理的基礎》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(1) 財政基盤の明確化

① 貸借対照表、収支（損益）予算書等より、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。

- ② 寄附金収入については、寄付金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠、借入れの予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること^(注1)、不適正な経理を行わないこと^(注2)について確認する。

(注1) 法人が備え付ける会計帳簿は、事業の実態に応じ法人により異なるが、例えば仕訳帳、総勘定元帳、予算の管理に必要な帳簿、償却資産その他の資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳等の補助簿が考えられる。区分経理が求められる場合には、帳簿から経理区分が判別できるようにする。

(注2) 法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(3) 情報開示の適正性

- ① 外部監査を受けているか、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事(2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ)を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う。

- ② 上記①は、これを法人に義務付けるものではなく、このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかの説明をもとに、個別に判断する。

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。

申請時には、例えば検査検定事業においては、人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保が「公益目的事業のチェックポイント」に掲げられていることから、検査検定事業を行う法人は、本号の技術的能力との関係において、当該チェックポイントを満たすことが必要となる。法人の中核的事業においてチェックポイントで掲げられた技術的能力が欠如している

と判断される場合には、公益法人として不認定となることもありうる。

また、事業を行うにあたり法令上許認可等を必要とする場合においては、認定法第7条第2項第3号の「書類」の提出をもって技術的能力を確認する。

【参照条文】

認定法第五条

- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

3. 認定法第5条第3号、第4号関係〈特別の利益〉

認定法第5条第3号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。また、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。

認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収（認定法第27条第1項）を求めうる。

【参照条文】

認定法第五条

- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4. 認定法第5条第5号関係〈投機的な取引を行う事業〉

認定令第3条（認定法第5条第5号の「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない」事業について定めるもの）第1号の「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、取引の規模、内容等具体的事情によるが、例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる

証券投資等はこれに該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

(公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業)

認定令第三条 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。

一 投機的な取引を行う事業

5. 認定法第5条第6号、第14条関係<公益目的事業の収入>

(1) 判定方法

認定法第5条第6号の「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」(認定法第14条にて同旨の規定)(以下「収支相償」)かどうかについては、二段階で判断する。まず第一段階では、公益目的事業単位で事業に特に関連付けられる収入と費用とを比較し、次に第二段階で、第一段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を經理する会計全体の収入、費用を比較する。

申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項(認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの)第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項(認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの)第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

① 第一段階においては、公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する。当該事業に関連付けられた収入と費用は、法人の損益計算書(正味財産増減計算書)におけるそれぞれ当該事業に係る経常収益、経常費用とする。

② 第二段階においては、第一段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業と関連付けられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。

この段階において、法人が収益事業等を行っている場合には、収益事業等の利益から公益目的事業財産に繰入れた額も収入に含めるが、当該繰入れが認定法第18条第4号に基づく利益額の50%の繰入れか、認定規則第26条7号、8号に基づく利益額の50%超の繰入れかに応じて、2つの計算方法がある(下記(2)、(3))。なお、収益事業等会計から公益目的事業会計への繰入れは、内部振替であり、公益目的事業比率(認定法第15条)の算定上、当該収益事業等の事業費には含まれない。

- ③ 費用は「適正な」範囲である必要から、謝金、礼金、人件費等について不相当に高い支出を公益目的事業の費用として計上することは適当ではない。なお、公益目的事業に付随して収益事業等を行っている場合に、その収益事業等に係る費用、収益を収支相償の計算に含めることはできない。

(2) 収益事業等の利益額^(注1)の50%を繰入れる場合

- ① 以下の合計額を収入とする。
- i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常収益
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金(認定規則第18条)の当期取崩し額
 - iii 損益計算書上の収益事業等会計から公益目的事業会計への資産繰入れ額(実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額^(注2))

(注1) 収益事業等における利益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額。

(注2) 収益事業等からの利益を実物資産で繰入れる場合には、繰入時の実物資産の帳簿価額に相当する額が収益事業等の資産から公益目的事業財産となり、同額を支出して、当該実物資産を取得するものと見なす。この場合の当該実物資産は公益目的保有財産となる(認定法第18条第5号)。

- ② 以下の合計額を費用とする。
- i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常費用
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額

- ③ 上記①と②の額を比較する。

(3) 収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合

- ① 収入として以下の合計額を算出する。
- i 損益計算書上の公益目的事業の会計に係る経常収益
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期取崩し額^(注)
 - iii 公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(認定規則第22条第3項)(以下「公益資産取得等資金」)の当期取崩し額

(注)

iv 公益目的保有財産の当期売却収入（帳簿価額+売却損益）

(注) 資金積立て時に、収支相償の計算上、費用として算入した額の合計額。

- ② 費用として以下の合計額を算出する。
- i 損益計算書上の（公益目的事業の会計に係る経常費用－公益目的保有財産に係る減価償却費）
 - ii 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額（上限あり^(注)）
 - iii 公益資産取得等資金の当期積立て額（上限あり^(注)）
 - iv 公益目的保有財産の当期取得支出

(注) 「(各資金の積立て限度額－前期末の当該資金の残高)/目的支出予定時までの残存年数」として計算される額。

- ③ (②－①)の額について収益事業等から資産を繰入れる（利益の100%を上限、実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額^(注)）。

(注) 収益事業等からの利益を実物資産で繰入れる場合には、繰入時の実物資産の帳簿価額に相当する額が収益事業等の資産から公益目的事業財産となり、同額を支出して、当該実物資産を取得するものと見なす。この場合の当該実物資産は公益目的保有財産となる（認定法第18条第5号、認定規則第26条第7号）。

- ④ 計算書類の作成にあたっては、損益計算書及び貸借対照表の内訳表において、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計、管理業務に関する会計とは区分して表示する。

(4) 剰余金の扱いその他

- ① ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。
- ② 事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件毎に判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収益が超過し、その超過する収益の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。

【参照条文】

認定法第五条

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要す

る適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

(公益目的事業の収入)

認定法第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

(公益認定の申請)

認定規則第五条

3 法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

三 前項各号に掲げるもののほか、法第五条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

(事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類)

認定規則第二十八条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第二款 公益目的事業財産

認定法第十八条

四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

(収益事業等から生じた収益に乗じる割合)

認定規則第二十四条 法第十八条第四号の内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

(公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産)

認定規則第二十六条

七 公益認定を受けた日以降に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条の規定により表示したもの

八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

6. 認定法第5条第7号関係<公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ>

認定法第5条第7号の「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等への資源配分や事業内容如何により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じることであり、申請時には、公益認定の申請書や事業計画書等の添付書類の内容から総合的に判断する。

【参照条文】

認定法第五条

七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

7. 認定法第5条第8号、第15条関係<公益目的事業比率>

認定法第5条第8号及び第15条の「公益目的事業比率」は、申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項（認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの）第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項（認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの）第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

(1) 事業費と管理費

① 認定規則第13条（認定法第15条の公益目的事業比率の算定のための費用の額を定めるもの）第2項の「事業費」「管理費」の定義は次のとおりとする。

- i 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用
- ii 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

(管理費の例示)

総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬。

(事業費に含むことができる例示)

専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができる。

管理部門^(注)で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光

熱水費等)は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入する。

(注) 管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門である。

- ② 認定規則第 19 条 (認定規則第 13 条第 2 項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの) の「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」については、以下の配賦基準を参考に配賦する。

(配賦基準)

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

(2) 土地の使用に係る費用額

認定規則第 16 条 (認定法第 15 条の公益目的事業比率の費用額に土地の使用に係る費用額の算入を認めるもの) の「土地の賃借に通常要する賃料の額」の算定方法については、①不動産鑑定士等の鑑定評価、②固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式^(注1)、③賃貸事例比較方式や利回り方式など法人の選択に委ねる。

ただし算定の根拠については、認定規則第 38 条第 2 号イ「第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」において明らかにする必要がある。

(注 1) 倍率は、一般には 3 倍以内とする。

(注 2) 本条に基づいて事業比率の算定上、費用額に追加的に算入できるのは、上記の算定方法により得られた「土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除」(認定規則第 16 条第 1 項)した額である。

(3) 無償の役務の提供等に係る費用額

- ① 認定規則第 17 条 (認定法第 15 条の公益目的事業比率の費用額に無償の役務提供等に係る費用額の算入を認めるもの) の「役務」等は、次の条件を満たすものを対象とする。

i その提供等が法人の事業等の実施に不可欠であること

- ii 法人は提供等があることを予め把握しており、法人の監督下において提供等がなされること
- iii 通常、市場価値を有するものであること

- ② 認定規則第 17 条の「必要対価の額」は、合理的な算定根拠に拠るか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算する。
- ③ 認定規則第 17 条第 4 項の「役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」については、法人において、提供者の住所、氏名、日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係、提供者署名を記載した書類を作成するものとし、その概要を認定規則第 38 条第 2 号イ「第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」に記載する。

(4) 特定費用準備資金

認定規則第 18 条（認定法第 15 条の公益目的事業比率の費用額に特定費用準備資金への繰入れ額の算入を認めるもの）の「特定費用準備資金」については、以下のように取扱う。

- ① 第 1 項括弧書きの「将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用」には、毎年定常的に行っている活動を通常の事業規模で実施するための費用は含まれない。
- ② 第 1 号の「資金の目的である活動を行うことが見込まれること」とは、活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。活動時期が単年度である必要はないが、法人の規模、実績等に比して実現の見込みが低い事業や実施までに例えば 10 年の長期を超えるような事業は、積立て対象として適当ではない。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。法人の定款からは根拠付けられない活動は適当ではなく、また当該特定の活動の実施にあたっては、変更の認定（認定法第 11 条）等を要する可能性があることに留意する。
- ③ 「他の資金と明確に区分して管理されて」（第 2 号）おり、「目的である支出に当てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は取崩しについて特別の手続きが定められていること」（同第 3 号）との関係において、当該資金は、貸借対照表、財産目録上は、資金単位で適宜の名称を付した上（例：〇〇事業実施積立資産）、目的、取崩しの要件等を定めた貸借対照表上の特定資産として計上されることを要する。

- ④ 資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合」（同第4項第3号）に該当し、資金は取崩しとなる。

【参照条文】

認定法第五条

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

(公益目的事業比率)

認定法第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

(費用額の算定)

認定規則第十三条 法第十五条第一号の公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「公益実施費用額」という。）、同条第二号の収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「収益等実施費用額」という。）及び同条第三号の当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「管理運営費用額」という。）の算定については、この節に定めるところによる。

2 公益法人の各事業年度の公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額（以下「費用額」という。）は、別段の定めのあるものを除き、次の各号に掲げる費用額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 公益実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
- 二 収益等実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき収益事業等に係る事業費の額
- 三 管理運営費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき管理費の額

(土地の使用に係る費用額)

認定規則第十六条 公益法人が各事業年度の事業等を行うに当たり、自己の所有する土

地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除して得た額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

(無償の役務の提供等に係る費用額)

認定規則第十七条 公益法人が各事業年度において無償により当該法人の事業等に必要
な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきもの
を除く。以下同じ。）を受けたときは、必要対価の額（当該役務の提供を受けた時
における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下こ
の条において同じ。）を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入す
ることができる。

- 4 第一項又は第二項の規定を適用した公益法人は、役務の提供があった事実を証する
もの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該事業年度終了の日
から起算して十年間、保存しなければならない。

(特定費用準備資金)

認定規則第十八条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特
定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されるこ
ととなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条にお
いて同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目
的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、
その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年
度の費用額に算入する。（以下略）

- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすもので
なければならない。
 - 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
 - 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないも
のであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手續が定められているこ
と。
 - 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - 五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定
の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。
- 4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以
下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
 - 三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合
その事実があった日における当該資金の額

(関連する費用額の配賦)

認定規則第十九条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができる。

8. 認定法第5条第9号、第16条関係〈遊休財産額の保有の制限〉

認定法第5条第9号の遊休財産額の保有の制限は、申請時には、認定法第7条第2項第2号により提出する収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を計算し、認定規則第5条第3項（認定法第7条第2項第6号の書類を定めるもの）第3号の「書類」に記載する。認定後においては、認定規則第28条第1項（認定法第21条第2項第4号の書類を定めるもの）第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値を記載する。

認定規則第22条（認定法第16条の「遊休財産額」を定めるもの）第3項において「遊休財産額」から除外される財産として「控除対象財産」を定めているが、これについては以下のように取扱う。

(1) 公益目的保有財産（同1号）

① 継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産（認定規則第25条第2項）であるが、断続的であっても、長期間継続して使用している場合は継続して用に供するものとする。

② 対象となる財産は事業の用に供する範囲に限定される。他の事業等と共用する財産については、法人において区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。その際には、

- ・ 可能であれば物理的に特定する(例:建物1階介助浴室、脱衣室部分)。
- ・ 物理的な特定が困難な場合には、一の事業の資産として確定し、減価償却費等の関連費用は使用割合等適正な基準により按分する。

金融資産については、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上し、範囲を確定する。

③ 財産目録には、公益目的保有財産は、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示することとなっており（認定規則第31条第3項、同25条第1項）、具体的には「公益」の勘定区分の下で財産の名称、面積等、所在場所(物理的特定が可能な場合に限る)、帳簿価額、事業との関連性、不可欠特定財産である場合にはその旨と取得時期と認定時期と

の関係を明らかにして表示を行うものとする。

- ④ 公益認定の申請書には、各公益目的事業に主として利用する財産の名称、所在場所、面積、帳簿価額等を記載することで、当該財産をどの公益目的事業の用に供するかを明らかにする。

例1:財産目録の記載例

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
(固定資産) (基本財産)			
土地	××市▽▽町3-5-1 ○○㎡	公益目的保有財産であり、A事業の施設に使用。	◎◎円
美術品	▽像他×点(詳細明細)	認定前に取得した不可欠特定財産であり、B事業のための展示・收藏品。	▲▲円
.....			
資産合計			
.....			

例2:公益目的保有財産の明細(財産目録の明細)

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			○○㎡ ××市▽▽町3-5-1 ◎◎円	A事業
建物				
美術品	▽像 ×円 □□□図 ×円			B事業
...				
合計	▲▲円			

- (2) 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産(同2号)

公益目的事業の財源確保のため又は公益目的事業に付随して行う収益事業等の用に供する固定資産、公益目的事業や当該収益事業等の管理業務の用に供する固定資産とする。利用効率が低いため、財源確保に実質的に寄与していない固定資産は該当しない。管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する。

- (3) 上記(1)、(2)の特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(同3号)

- ① 特定費用準備資金に関する規定の準用に関し(認定規則第22条第4項)、

「資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること」(読替え後の認定規則第18条第3項第1号)については、取得又は改良の対象とその時期が具体的なものであることを要する。減価償却引当資産は、対象が具体的であれば本号の資金に該当する。

② 「資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額が合理的に算定されていること」(読替え後の同第5号)については、市場調達価格とする。

③ 資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合」(同条第4項第3号)に該当し、資金は取崩しとなる。

(4) 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されているもの(同5号)

例えば、賃貸し、その賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨定めがあつて寄附された建物を、その定めに従い使用収益している場合が該当する。また、定められたとおりの「使用」の実態がない場合には、遊休財産と判断することがありうる。

(5) 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(同6号)

例えば、研究用設備を購入する旨定めがあつて寄附されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金が該当する。

なお、負債性引当金に準ずる内容の準備金は、遊休財産額の計算では引当金と同様の取り扱いとする。

【参照条文】

認定法第五条

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

(遊休財産額の保有の制限)

認定法第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令

で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

- 2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(遊休財産額)

認定規則第二十二條

- 2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。
 - 一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一條に規定する基金をいう。第三十一條第四項において同じ。）を含む。以下この條において同じ。）の額
 - 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四條第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この條において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
 - 一 第二十六條第三号に規定する公益目的保有財産
 - 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
 - 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）
 - 四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）
 - 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に従つて使用し、若しくは保有しているもの
 - 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金
- 4 前項第三号に掲げる財産については、第十八條第三項から第五項までの規定を準用する。（以下略）

(財産目録の区分)

認定規則第三十一條

- 3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、公益目的保有財産については第二十五條第一項の方法により表示しなければならない。

9. 認定法第5条第10号関係<理事と特別の関係がある者>

認定令第4条（認定法第5条第10号の理事と「特別の関係がある者」を定めるもの）に掲げる者については、社会通念に照らして判断される。

【参照条文】

認定法第五条

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

（理事と特別の関係がある者）

認定令第四条 法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 前二号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

10. 認定法第5条第11号関係<同一の団体の範囲>

認定法第5条第11号の「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断される。

【参照条文】

認定法第五条

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

11. 認定法第5条第12号関係<会計監査人の設置>

- (1) 認定法第5条第12号の適用を受けて会計監査人を置くものとされる法人については、公益認定時に会計監査人が置かれていることが必要である。

- (2) 一般社団・財団法人が一般社団・財団法人法第 123 条第 2 項に基づく最初の計算書類を作成するまでの間に公益認定の申請を行う場合の認定令第 6 条（会計監査人の設置に係る認定法第 5 条第 12 号の「勘定の額」及び「基準」を定めるもの）の申請時の適用については、同条第 1 号、第 2 号の規定は適用されない。特例民法法人は、整備規則第 11 条第 2 項に規定する事業年度に係る損益計算書（正味財産増減計算書）を認定規則第 5 条第 2 項第 3 号の「書類」として添付するが、認定令第 6 条第 1 号、第 2 号については、同損益計算書上の対応する各勘定の額に基づいて適用する。同条第 3 号については、同じく整備規則第 11 条第 2 項に規定する事業年度に係る認定規則第 5 条第 2 項第 2 号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額に基づき、適用する。

【参照条文】

認定法第五条

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

（会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準）

認定令第六条 法第五条第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げるものとし、同条第十二号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる勘定の額に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円
- 二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 千億円
- 三 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

12. 認定法第 5 条第 13 号、第 20 条関係〈役員等の報酬等の支給基準〉

認定法第 5 条第 13 号の支給の基準を定めるべき「報酬等」は、法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。また、実費支給の交通費等は報酬等に含まれず、使用人等と並んで等しく受ける当該法人の通常の福利厚生も含まれない。

【参照条文】

認定法第五条

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

13. 認定法第5条第14号イ関係〈社員の資格得喪に関する条件〉

認定法第5条第14号イの「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

14. 認定法第5条第15号関係〈他の団体の意思決定に関与することができる財産〉

ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、本基準を満たすことが可能である。

【参照条文】

認定法第五条

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

15. 認定法第5条第16号関係<不可欠特定財産>

- (1) 認定法第5条第16号の「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」(以下「不可欠特定財産」)は、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をさす。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当する。当該事業に係る不可欠特定財産がある場合には、全て申請時にその旨を定めておく必要がある。
- (2) 財団法人における不可欠特定財産に係る定款の定めは、基本財産としての定め(一般社団・財団法人法第172条第2項)も兼ね備えるものとする。一般社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはないが、不可欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示する。
- (3) 法人において不可欠特定財産と定めても、結果として公益目的事業に認定されなかった事業の用に供されていたり、不可欠特定であるとは認められなかったりした場合には、当該財産は不可欠特定財産とはならない。そのため、公益認定の申請書においてどの事業の用に供するか明らかにする必要がある。
- (4) 財産目録には、基本財産かつ不可欠特定財産である旨、また公益認定前に取得した財産については、その旨もあわせて記載する。

(注) 金融資産や通常の土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性などから必ずしも上記のような不可欠特定という性質はないと考えられることから、法人において基本財産として定めることは可能であるが、不可欠特定財産には該当しない。

【参照条文】

認定法第五条

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

16. 認定法第5条第17号、第18号関係<財産の贈与、帰属先>

認定法第5条第17号の定款の定めは、申請時には、第17号に掲げる者とのみ定めることで足る。

【参照条文】

認定法第五条

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

17. 認定法第 18 条関係＜公益目的事業財産＞

(1) 法人が受けた財産が、「寄附を受けた財産」（認定法第 18 条第 1 号）、「公益目的事業に係る活動の対価として得た財産」（同第 3 号）のいずれに該当するかについては、その名目を問わず、受け入れた法人における当該財産の実質に応じて区分する。

(2) 認定法第 18 条第 1 号、第 2 号括弧書きの「公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたもの」については、法人が受けた財産の一部について公益目的事業以外への使用が定められている場合も含まれる。またこの定めは、公益目的事業以外への使用が明らかであれば足り、使途が個別具体的に定められている必要はない。

(3) 認定規則第 26 条（認定法第 18 条第 8 号の財産を定めるもの）第 1 号の「徴収した経費」については、その徴収に当たり公益目的事業以外のため

に使用すべき旨、定められているものの額に相当する財産は、公益目的事業財産には含まれない。また徴収にあたっての、例えば、「法人の運営に充てるため」のような一般的な定めは、「その徴収に当たり用途が定められていないもの」とする。なお、経費徴収の根拠は定款の定めに基づくことが必要であるが、具体的な用途については理事会決議に基づく内部規定に委任することが可能である。この場合、行政庁との関係においては、当該規定は定款の一部とみなし、提出（認定法第7条第2項第1号）、届出（認定法第13条第1項第3号）を行う。

- (4) 公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる。
- (5) 公益目的事業以外のために使用する寄附金、経費収入等については、受け入れの際の指定された用途に応じ、管理業務に関する会計又は収益事業等に関する会計の区分に直接収益計上する。

【参照条文】

第二款 公益目的事業財産

認定法第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

認定規則第二十六条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又

はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

18. 認定法第 19 条関係＜収益事業等の区分経理＞

- (1) 認定法第 19 条の「各収益事業等ごとに特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業^(注)を区分し、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。

(注) 法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。

- (2) 計算書類の作成について、①損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において収益事業等は公益目的事業や管理業務に関する会計と区分し、更に上記(1)の区分に応じて収益事業等ごとに表示する。内訳表においては公益目的事業も事業ごとに表示する。認定法第 7 条第 2 項第 2 号の「収支予算書」の作成も同様とする。②貸借対照表（又はその内訳表）は、収益事業等から生じた収益のうち 50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人については、収益事業等に関する会計は公益目的事業に関する会計、管理業務に関する会計とは区分して表示する。

【参照条文】

(収益事業等の区分経理)

認定法第十九条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

II 整備法第 119 条に規定する公益目的支出計画等について (一般社団法人・一般財団法人への移行関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）及び同法施行規則（以下「整備規則」）に基づく移行認可の申請に関し、整備法第 117 条第 2 号に規定する移行認可の基準及び関連する規定のうち公益目的支出計画に関するものについての運用を明らかにし、もって法の円滑な施行を図ることを目的としている。

なお、具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断される。

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第 117 条第 2 号関係）

公益目的支出計画が「適正」であることについては、以下の事項を確認する。

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等^(注)について、整備法第 119 条第 2 項第 1 号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していること
- (2) 実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであること
- (3) 実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していること
- (4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていること

なお、公益目的支出計画に記載する実施事業等について、認可申請を行う法人（以下「法人」）は、公益目的支出計画に実施事業等ごとに記載することを要し、それぞれについて内容、収益・費用に関する額等について記載する。収益事業や共益的事業など実施事業に該当しない部分が含まれている場合にはこれを区分し、実施事業に該当する部分について記述することを要する。

(注) 実施事業^(注1)及び特定寄附^(注2)をいう（以下同じ。）。

(注1) 整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ又はハに規定する事業をいう（以下同じ。）。

(注2) 同号ロに規定する寄附をいう（以下同じ。）。

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是

正を求めることもあり得る。

(1) **公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第 119 条第 2 項第 1 号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて**

申請において、実施事業等については事業区分ごとに内容及び収益・費用に関する額等が記載されており、整備法第 119 条第 2 項第 1 号「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当することを要する。また、実施事業について定款に位置づけられていることを要する。

i 「イ」として記載した支出（事業）について

当該事業が公益目的事業であるかどうかは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）における公益目的事業と同様に判断する。

ii 「ロ」として記載した支出について

当該支出（特定寄附）の相手方が、認定法第 5 条第 17 号に掲げるもののいずれかに該当することを確認する（同号の「ト」として同法施行令第 8 条に該当する場合は、その条件を満たすものであることを確認する。）。

iii 「ハ」として記載した支出（事業）について

当該事業が、旧主務官庁の監督下において公益に関する事業と位置づけられており、「ハ」に該当するかどうかについて、整備法第 120 条第 4 項に基づき、行政庁は事業内容等必要な資料を添えて旧主務官庁に対し意見聴取を行うものとし、原則として旧主務官庁の意見を尊重する。

ただし、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益に関する事業としてはふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認めないこともありうる。この場合には、整備法第 120 条第 5 項に基づき行政庁が当該旧主務官庁に通知する文書に、その旨及び理由を記載する。

(2) **実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであることについて**

実施事業等を行うに当たり「特別の利益」（認定法と同一の考え方とする。）を与えることとなる事業又は寄附は、実施事業等とは認められない。

(3) **実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していることについて**

実施事業を行うために必要な許認可等の有無を確認するほか、当該実施事業に必要な「技術的能力」（認定法と同一のものとする。）を法人が有しない場合は、その事業は実施事業とは認められない。

(4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）
（資産の評価について）

公益目的財産額の算定に必要な資産の評価に当たっては、過大な費用をかけることは適当でないと考えられるため、以下のとおりとする。

i 土地の評価方法について

例えば、固定資産税評価額などを基に算定した額や不動産鑑定士が鑑定した価額などが考えられる。

法人の保有する資産であって、移行後において当該法人が長期にわたり継続的に事業を行う場合にそれらの事業に継続して使用することが確実な資産（建物等の減価償却資産を含む。）については、当該資産が継続して使用されることを前提に算定した額を評価額とすることができる。

ii 減価償却資産の評価方法について

建物等の減価償却資産については、時価評価資産に含めないものとする。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価を妨げない。

iii 有価証券の評価方法について

上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。

なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。

iv 美術品等その他の資産の評価方法について

法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても簿価とすることを認める。

継続的に実施事業に使用する予定がないもの、売却の予定があるものについては、時価評価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。

(引当金等について)

負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（引当金に準ずるものを含む。）については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

※ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異^(注)の扱いについて費用処理期間を定めて当該期間にわたり費用処理を行っている法人にあっては、当該未処理額についても公益目的財産額の算定から控除することができる（この場合、未処理額の算定根拠などの資料の提出を求める。）。

なお、公益目的財産額の算定時に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

(注) 会計基準変更時において本来計上すべき引当金額の満額と実際に計上している引当金の差額をいう。

会計基準変更時差異は、平成 18 年 4 月 1 日以降 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理をすることとなる。

② 実施事業等に係る収入と支出について（整備法第 119 条第 2 項第 1 号、2 号関係）

i 公益目的支出の額について

整備規則第 16 条に規定する「公益目的支出の額」のうち、同条第 1 号の「実施事業に係る事業費」とは、実施事業の目的のために要する費用とする。

ii 実施事業収入の額について

整備規則第 17 条第 1 項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第 1 号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

- 一 実施事業の実施に係る対価としての収益（入場料、手数料等）
- 二 使途が実施事業に特定されている収益
- 三 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益等について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第2号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益等について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。

※ 法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。

2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとする。

申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともありうる。

移行後においては、多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることを求める。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ整備法第125条第1項に規定する公益目的支出計画の変更認可を受けなければならない。

【参照条文】

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（認可の基準）

第百十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

（公益目的支出計画の作成）

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益の目的のための次に掲げる支出

イ 公益目的事業のための支出

ロ 公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附

ハ 第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出

二 公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額（当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。）を控除して得た額（以下この款において「公益目的財産残額」という。）が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

三 前号に掲げるもののほか、第一号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

（認可の申請手続等）

第百二十条

- 4 行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第百十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。
- 5 行政庁は、第一項の申請書の提出を受け、又は第四十五条の認可をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

(公益目的支出計画の実施が完了したことの確認)

第二百二十四条 移行法人は、第百十九条第二項第一号の支出により公益目的財産残額が零となったときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる。

(公益目的支出計画の変更の認可等)

第二百五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）

(公益目的財産額)

第十四条 整備法第百十九条第一項に規定する公益目的財産額は、特例民法法人が整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下「移行の登記」という。）をした日以前にその末日が到来した事業年度のうち最終のもの（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあっては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第一号及び第二号に掲げる額を加算し、第三号及び第四号に掲げる額を減算して得た額とする。

- 一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
 - イ 土地又は土地の上に存する権利
 - ロ 有価証券
 - ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
- 二 算定日における貸借対照表の引当金勘定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十三条第四項又は第二十四条第二項第一号の規定により計上する引当金（次に掲げる引当金を除く。以下同じ。）に係る勘定をいう。以下同じ。）に繰り入

れた金額（当該引当金勘定に繰り入れるべき金額に達するまでのものに限る。）

イ 賞与引当金（当該事業年度の翌事業年度以降において使用人に賞与を支給する場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）

ロ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産を支給する場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）

三 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

四 基金の額

2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

（整備法第百十九条第二項第一号の支出の額）

第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人が整備法第四十五条の認可を受けた公益目的支出計画（整備法第百二十五条第一項の変更の認可を受けたときは、その変更後の公益目的支出計画）に記載した整備法第百十九条第二項第一号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）に係る事業費の額

二 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額（当該移行法人の資産（商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）及び製品を除く。）のうち貸借対照表において実施事業に係る資産として明らかにされた資産（以下「実施事業資産」という。）以外の資産に係るものを除く。）

（整備法第百十九条第二項第一号の支出をした事業に係る収入の額）

第十七条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第二号の規定により公益目的支出の額から控除すべき実施事業に係る収入の額（以下「実施事業収入の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益の額

二 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業資産から生じた収益の額

2 前項各号の収益の額の算定に当たっては、当該収益の発生に伴って受け入れる資産が金銭以外のものである場合には、当該資産の額は、受け入れた時における時価によるものとする。

(整備法第四十五条の認可の申請の添付書類)

第三十一条 整備法第二百二十条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

五 整備法第二百二十四条の確認を受けるまでの間の収支の見込みを記載した書類

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

第五条

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）

(公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人)

第八条 法第五条第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）
- 二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの
 - イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。
 - ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。
 - ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。
 - ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。
 - ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

公益目的事業のチェックポイントについて

〔構成〕

第1 公益目的事業のチェックポイントの性格

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

(1) 検査検定、(2) 資格付与、(3) 講座、セミナー、育成、(4) 体験活動等、(5) 相談、助言、(6) 調査、資料収集、(7) 技術開発、研究開発、(8) キャンペーン、〇〇月間、(9) 展示会、〇〇ショー、(10) 博物館等の展示、(11) 施設の貸与、(12) 資金貸付、債務保証等、(13) 助成（応募型）、(14) 表彰、コンクール、(15) 競技会、(16) 自主公演、(17) 主催公演

2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

【補足】横断的注記

第1 公益目的事業のチェックポイントの性格

認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、

A（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業）であって、

B（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）

という構成をとっており、公益目的事業か否かについては、AであってBとなっているかを判断することとなる（別紙）。

このうちAの部分については認定法の別表各号で明示しているため、Bの部分、すなわち「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、第2の1. に公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

なお、法人の行う事業が公益目的事業か否かについては、認定法第5条各号の基準への適合性を審査するに際して、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において判断することとなる。本チェックポイントは、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、上記Bの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなる。

また、本チェックポイントは、事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを説明するために、法人がどのような点につい

て明らかにすればよいかを示す意義もある。

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた(1)～(17)の事業区分ごとに、公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

なお、(1)～(17)は法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものであり、各事業区分について、事業報告書等に記載されている事業名を別添に付す。

また、これ以外の事業は公益目的事業ではないということではなく、これ以外の事業についてのチェックすべき点については、「2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」に掲げる。

(1) 検査検定

ここでいう「検査検定」は、申請に応じて、主として製品等の安全性、性能等について、一定の基準に適合しているかの検査を行い、当該基準に適合していれば当該製品の安全性等を認証する事業のことである。

法人の事業名としては、検査、検定、認証等としている。

公益目的事業としての「検査検定」は、製品等の安全性、性能等について適切に確認することを趣旨としている必要がある。また、審査の質が低いと却って不特定多数の者の利益を害しかねない。

したがって、審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定

期的点検と性能向上／能力評価の実施／法令等により求められる能力について許認可を受けている)

(2) 資格付与

ここでいう「資格付与」は、申請者の技能・技術等について、一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業のことである。

法人の事業名としては、技能検定、資格認定等としている。文化及び芸術の振興に係るものについては、「(3) 講座、セミナー、育成」を適用する。

公益目的事業としての「資格付与」は、技能・技術等について、一定の水準に達しているかについて適切に確認することを趣旨としている必要がある。

したがって、審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該資格付与の基準を公開しているか。
- ③ 当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)
- ⑤ 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

(3) 講座、セミナー、育成

ここでいう「講座、セミナー、育成」は、受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行う事業のことである。

法人の事業名としては、講座、講習、セミナー、育成等としている。防災研修など社会的な課題への対処、文化、芸術等の振興を目的とした専門的知識・技能の講座等があげられる。

公益目的事業としての「講座、セミナー、育成」は、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その事業内容につき一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
（注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。
（注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

(4) 体験活動等

ここでいう「体験活動等」は、公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇体験、〇〇教室等としている。

公益目的事業としての「体験活動等」は、公益目的として設定されたテーマについて体験を通じた啓発・普及活動を趣旨としている必要がある。

したがって、本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）
- ③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

(5) 相談、助言

ここでいう「相談、助言」は、相談に応じて、助言や斡旋その他の支援を行う事業のことである。

法人の事業名としては、相談、助言、苦情処理等としている。支援を行うに当たっては専門家を派遣することもある。

公益目的事業としての「相談、助言」は、問題を抱える者に対して適切に助言等の支援を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、助言の質の確保に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- ③ 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）

(6) 調査、資料収集

ここでいう「調査、資料収集」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業のことである。

法人の事業名としては、調査、統計、資料収集等としている。

公益目的事業としての「調査、資料収集」は、原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

したがって、結果の取扱いに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。

（注）ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。

- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。

(7) 技術開発、研究開発

ここでいう「技術開発、研究開発」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して技術等の開発を行う事業のことである。なお、成果については、成果の発表や論文の発表を行うとともに、知的財産権の取得を行うのが一般的である。

法人の事業名としては、技術開発、研究開発、研究、システム開発等としている。

公益目的事業としての「技術開発、研究開発」は、原則として、その成果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

したがって、成果の普及をしているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは、「(6) 調査、資料収集」のチェックポイントと同じ。

(8) キャンペーン、〇〇月間

ここでいう「キャンペーン、〇〇月間」は、ポスター、新聞その他の各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、特定のテーマについて対外的な啓発活動を行う事業のことである。

法人の事業名としては、キャンペーン、〇〇運動、〇〇月間等としている。

各種広報媒体等とは、ポスター、リーフレット、新聞、テレビ、ラジオ、車内広告、電光掲示板等。なお、キャンペーンの手段として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合がある。

公益目的事業としての「キャンペーン、〇〇月間」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、キャンペーンの一環として要望・提案を行う場合に、メリットが特定多数の者に限定されるような内容となっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や

共同宣伝になっていないか)

- ③ (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。

(9) 展示会、〇〇ショー

ここでいう「展示会、〇〇ショー」は、展示という手段により、特定のテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業（文化及び芸術の振興に係る事業を除く。）のことである。比較的短期間であるため、法人が会場を借り上げ、ブースを出展者に貸す場合が多い。

法人の事業名としては、展示会、博覧会、ショー、フェア等としている。

公益目的事業としての「展示会、〇〇ショー」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、また、出展者を選定するに当たって公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。（例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか（注）／入場者を特定の利害関係者に限っていないか）

（注）公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。

- ③ (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。（例：出展料に不当な差別がないか）

(10) 博物館等の展示

ここでいう「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展示を行う事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇館、コレクション、常設展示、企画展等としている。

公益目的事業としての「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料に直接接する機会を不特定多数の者に与えること

を趣旨としている必要がある。

したがって、テーマを適切に定めるとともに、展示内容にそのテーマを反映させているか、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか。)
- ③ 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。
- ④ 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

(11) 施設の貸与

ここでいう「施設の貸与」は、公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸与する事業のことである。

法人の事業名としては、〇〇施設の貸与、〇〇施設の利用等としている。

(注) 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与することも多いが、この場合には、法人は公益目的での貸与(公益目的事業)と公益目的以外での貸与を区別した上で、費用及び収益を配賦する必要がある。

公益目的事業としての「施設の貸与」は、施設を貸与することによって公益目的を実現しようということを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された使用目的に沿った貸与がされるか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

(12) 資金貸付、債務保証等

ここでいう「資金貸付、債務保証等」は、公益目的で個人や事業者に対

する資金貸付や債務保証等を行う事業のことである。

法人の事業名としては、資金貸付、融資、債務保証、信用保証等として
いる。また、資金貸付、債務保証のほか、設備導入の援助（リース、割賦
販売）等も含む。

公益目的事業としての「資金貸付、債務保証等」は、公益目的として設
定された事業目的に沿って資金貸付、債務保証等を行うことを趣旨として
いる必要がある。

したがって、事業目的として公益の増進を掲げていても実質的には構成
員の共通の利益に奉仕するに過ぎないものになっていないかに着目して事
実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与する
ことを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的
に合致しているか。
- ③ 対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれて
いるか。
- ④ 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみ
に限定されていないか。
- ⑤ 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。（対象者名の
公表に支障がある場合、その公表は除く。）
- ⑥ 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

(13) 助成（応募型）

ここでいう「助成（応募型）」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人
や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供す
る事業のことである。

法人の事業名としては、助成、給付、奨学金等としている。奨学金の場
合には、無利息・長期分割返還の貸与も含む。

公益目的事業としての「助成（応募型）」は、原則として財産価値あるも
のの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事
業・者の設定及び対象者の選考の二段階である。

したがって、この二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実
認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- ④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- ⑥ (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

(14) 表彰、コンクール

ここでいう「表彰、コンクール」は、作品・人物等表彰の候補を募集し、選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業のことである。

法人の事業名としては、表彰、コンクール、〇〇賞等としている。なお、部内の者に対する表彰(職員の永年勤続表彰等)もあるが、ここでは対象から除く。

公益目的事業としての「表彰、コンクール」は、適切な選考を通じて、優れた作品・人物等を顕彰することを趣旨としている必要がある。

したがって、選考の質や公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)
- ③ 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- ④ 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- ⑤ 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。

(15) 競技会

ここでいう「競技会」は、スポーツ等の競技を行う大会を開催する事業のことである。

法人の事業名としては、競技会、競技大会、〇〇大会等としている。

公益目的事業としての「競技会」は、競技者に対して技能の向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによってスポーツ等を振興することを趣旨としている必要がある。

したがって、競技会の質を維持・向上するような工夫がなされているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例：親睦会のような活動にとどまっていないか)
- ③ 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

(16) 自主公演

ここでいう「自主公演」は、法人が、自らの専門分野について制作又は練習した作品を演じ、又は演奏する事業のことである。

法人の事業名としては、公演、興行、演奏会等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

公益目的事業としての「自主公演」は、法人の専門分野の公演により、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

(注) 本事業区分の場合、特に当該事業が認定法の別表各号(例えば「文化及び芸術の振興を目的とする事業」)に該当するかが重要であるが、実質的に判断することとなる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

(17) 主催公演

ここでいう「主催公演」は、法人が、主として外部制作の公演の選定を行い、主催者として当該公演を実施する事業のことである。

法人の事業名としては、主催公演、主催コンサート等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

公益目的事業としての「主催公演」は、外部制作の公演を活用して、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

したがって、公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定することになっているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／(地域住民サービスとして行われる場合) 企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている)
- ③ 主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。

2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

1. のチェックポイントは、概ね以下に集約され、1. の事業区分に該当しない事業についても、これを参考にチェックするのが有効であろう。

- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
- ② 事業の合目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)

ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)

イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)

ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、

審査・選考が公正に行われることとなっているか)

エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

(注) ②(事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

【補足】横断的注記

(1) 事業の単位（どのように事業をまとめるか）は、事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることは構わないが、以下の点に留意する必要がある。

- ・事業のまとめ方によっては、当該事業が複数の事業区分に該当することもあり得る。その場合、該当する複数の事業区分を適用する。（例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分を適用する。）
- ・また、収益事業等は明確に区分する必要がある。（例えば、博物館で売店事業や食堂事業を営む場合、当該事業は博物館事業とは区分する必要がある。）

(2) 事業に付随して行われる会議は、当該事業の一環と整理して構わない。（例えば、公益目的事業に係る会議（例：公益目的事業と認められるセミナーに必要な企画を行う会議）に要する費用は、公益目的事業の費用に含まれ得る。）

(3) 各用語の解説

ア 「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。

受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられる。

ただし、機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る。（例：特定の資格等を有する者の大半で構成される法人における講習による人材の育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、受講者が社員に限定されていても、公益目的事業とし得る。）

イ 「専門家が適切に関与しているか」：ここでいう「専門家」とは、事業の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者をいう。

チェックを行う趣旨は、事業目的を実現するための質が確保されているかを確認するためである。

その関与の形態としては、必ずしも法人で雇用している必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

【参照条文】

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益目的事業について

「公益目的事業」の定義（公益法人認定法第2条第4号）

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

公益法人認定法 別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になつてないかどうかの観点からチェックポイントに沿つて検討。
 ※事実認定に当たつて留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査
検定

○不特定多数の利益増進への寄与を明示？

○検査検定の基準を公表？

...

事業区分ごとの事業名の例

事業区分	事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
1	検査・検定、検査、検定、認証
2	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会
4	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成、無償奨学金、支援、補助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ
15	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	公演、興行、演義会
17	主催公演、主催コンサート

別添

公益法人会計基準について

平成 20 年 月 日
内閣府公益認定等委員会

1 会計基準の設定の経緯等

(1) 設定の経緯

「公益法人会計基準」は、昭和 52 年 3 月 4 日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、昭和 60 年 9 月 17 日に公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われて、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

その後、平成 16 年 10 月 14 日に公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして全面的な改正が行われ、新「公益法人会計基準」(以下「平成 16 年改正基準」という。)が平成 18 年 4 月 1 日より施行された。

平成 18 年に公益法人制度改革関連三法が成立し新制度を踏まえた会計基準を整備する必要が生じたため、今般、内閣府公益認定等委員会において、改めて公益法人会計基準を別紙のとおり定めることとした。

(2) 設定の方針及び主な変更点

公益法人制度改革関連三法の成立を受け、内閣官房行政改革推進本部事務局に「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」が設けられ、平成 19 年 3 月に、公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した表示方法を反映した基準に修正することが適当である旨の検討結果が取りまとめられている。

このような検討結果を踏まえ、平成 16 年改正基準を土台に新たな会計基準を設定することとした。

平成 16 年改正基準からの主な変更点は、次のとおりである。

ア．会計基準の体系

平成 16 年改正基準は会計基準及び注解の部分と別表及び様式の部分とから構成されるが、今後の制度運用上の便宜を考え、両者を切り離し、会計基準及び注解の部分の本会計基準とし、別表及び様式の一部は運用指針として取り扱うこととした。

イ．財務諸表の定義

平成 16 年改正基準は、財務諸表を会計基準上で取扱う書類と定め、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を含めていたところであるが、公益法人制度改革関連三法における会計に関する書類の定めとの整合性につき検討

した結果、財産目録は財務諸表の範囲からは除くこととした。

ウ．附属明細書

附属明細書は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)において作成することが定められており、さらに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に関する施行規則」(以下「一般法人法規則」という。)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」(以下「整備規則」という。)において、附属明細書の記載項目が定められている。平成16年改正基準においては、附属明細書に関する規定が設けられていないため、本会計基準においてこれを定める。

エ．基金

一般法人法において、一般社団法人では基金を設定可能であり、かつ、一般法人法規則、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」及び整備規則において、基金は純資産の部に記載する旨の定めがある。平成16年改正基準には、基金に関する規定が設けられていないため、本会計基準においてこれを定める。

オ．会計区分

平成16年改正基準では、特別会計を設けている場合、会計区分毎に貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、総括表により法人全体のものを表示していたが、本会計基準では法人全体の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録を基本とし、会計区分ごとの情報は、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表として、それぞれに準じた様式で表示するものと整理した。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に改善を図っていこうとするものである。

3 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施するものとする。

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

（1）財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。

（2）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

（3）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

（4）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注1）

3 会計区分

公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。（注2）

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及

び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)(注6)(注7)

3 資産の貸借対照表価額

(1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注8)

(2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

(3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注9)(注10)(注11)

(4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

(6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を經常増減の部及び經常外増減の部に区分するものとする。(注6)(注12)(注13)(注14)(注15)

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、經常収益及び經常費用を記載して当期經常増減額を表示し、

これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。(注3)(注15)(注16)

第4 キャッシュ・フロー計算書

1 キャッシュ・フロー計算書の内容

キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況を明りょうに表示するものでなければならない。

2 キャッシュ・フロー計算書の区分

キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。

3 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務(債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。)等の偶発債務

- (1 0) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (1 1) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (1 2) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (1 3) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (1 4) 関連当事者との取引の内容(注17)
- (1 5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (1 6) 重要な後発事象
- (1 7) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

第6 附属明細書

1 附属明細書の内容

附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとする。

2 附属明細書の構成

附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- (1) 基本財産及び特定資産の明細
- (2) 引当金の明細

なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

公益法人会計基準注解

(注1) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等(会員等を含む。以下同じ。)からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の作成及び表示にあたっては重要性の原則が適用される。

(注2) 内訳表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、公益法人が会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

(注3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- 3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有

目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注5)基金について

基金を設定した場合には、貸借対照表の正味財産の部を基金、指定正味財産及び一般正味財産に区分し、当該基金の額を記載しなければならない。

(注6)指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注7)一般正味財産の区分について

基金の返還により代替基金が計上されている場合には、一般正味財産を代替基金及びその他一般正味財産に区分するものとする。

(注8)外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注9)満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注10)満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注11)指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注12) 基金増減の部について

基金を設定した場合には、正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部及び基金増減の部に分けるものとする。

(注13) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注14) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注15) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

(1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額

(2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額

(3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注16) 基金増減の部の構成

基金増減の部は、基金増減額を発生原因別に表示し、これに基金期首残高を加算して基金期末残高を表示しなければならない。

(注17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員及びその近親者

2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

「公益法人会計基準」の運用指針(案)

目次

1. 設定について.....	13
2. 公益法人会計基準における公益法人について.....	13
3. キャッシュ・フロー計算書の作成について.....	14
(1) 作成を省略できる法人.....	14
(2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法.....	14
4. 財産目録の作成について.....	14
5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について.....	14
6. 関連当事者との取引の内容について.....	14
(1) 関連当事者の範囲.....	14
(2) 重要性の基準.....	16
7. 指定正味財産として計上される額について.....	17
8. 子会社株式・関連会社株式について.....	17
9. 基金について.....	17
10. 補助金等の取扱いについて.....	17
11. 資産の時価が著しく下落した場合について.....	17
(1) 時価が著しく下落したとき.....	17
(2) 使用価値.....	17
12. 財務諸表の科目.....	18
(1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領.....	18
(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領.....	20
(3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領.....	23
13. 様式について.....	25
(1) 貸借対照表.....	25
(2) 正味財産増減計算書.....	28
(3) キャッシュ・フロー計算書.....	33
(4) 財務諸表に対する注記.....	35
(5) 附属明細書.....	40
(6) 財産目録.....	41
附則.....	43
公益法人会計基準を適用する際の経過措置.....	43

1 . 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について	43
2 . 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について	43
(1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合	43
(2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合	43
3 . 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて.....	43
4 . 過年度分の減価償却費の取扱いについて	44
5 . 適用初年度における有価証券の取扱いについて	44
(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券	44
(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券	44
6 . 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて	45
7 . 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について.....	45

公益法人会計基準の運用指針

平成 20 年 月 日
内閣府公益認定等委員会

1. 設定について

公益法人会計基準の運用指針（以下、「運用指針」という。）は、公益法人制度改革関連三法の成立に伴い、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして平成 16 年に改正された公益法人会計基準（以下、「平成 16 年改正基準」という。）の見直しを行った結果、平成 16 年改正基準のうち表示に関する項目、別表及び様式については、平成 16 年改正基準から切り離し、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令、施行規則に従うべく内容を改め、ここに運用指針として定めたものである。加えて、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せとして平成 17 年に公表された平成 16 年改正基準の運用指針のうち、公益法人会計基準の適用にあたって引き続き必要となる事項につき、本運用指針において定めるものとした。

本運用指針を定めた目的は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）第 2 条第 3 号に定めのある公益法人、及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第 1 2 3 条第 1 項に定めのある移行法人が、公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため、別途定めのある公益法人会計基準と合わせて法人の情報開示を行うための方法を定めることにある。

なお、本運用指針の適用の前提としては、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令、施行規則及び公益法人会計基準がある。法人が会計に関する書類を作成する際に、公益法人会計基準に定めのない事項については、本運用指針によるものとする。

2. 公益法人会計基準における公益法人について

公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

認定法第 2 条第 3 号に定めのある公益法人（以下「公益社団・財団法人」という。）

整備法第 1 2 3 条第 1 項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）

整備法第 6 0 条に定めのある特例民法法人（以下「申請法人」という。）（整備法第 4 4 条、第 4 5 条の申請をする際の計算書類を作成する場合。）

認定法第 7 条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

3. キャッシュ・フロー計算書の作成について

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」(以下、「認定規則」という。)第28条第1項に定めのあるキャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、以下によるものとする。

(1) 作成を省略できる法人

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書は、認定法第5条第12号の規定により、会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、作成を省略することができる。

(2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

4. 財産目録の作成について

公益法人会計基準に定めのある財産目録は、公益社団・財団法人以外の公益法人は、作成を省略することができる。

5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の(注17)における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という。)とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の指導・監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解 17 に定める注記をすることが望ましいものとする。

当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

）当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

）当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合

ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関

を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

当該公益法人与同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人与同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

当該公益法人の役員及びその近親者

当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員（準ずる者を含む）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

イ 役員（準ずる者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

ただし、公益法人の役員（準ずる者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

（２）重要性の基準

支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

7．指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

寄付者等から公益法人の基本財産として保有することを指定された土地

寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

8．子会社株式・関連会社株式について

子会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業等の株式をいう。また、関連会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業等の株式をいう。

9．基金について

公益法人会計基準注解の5、7、12、16における基金とは、一般法人法第131条により設置されたものとする。

10．補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の13における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

11．資産の時価が著しく下落した場合について

(1) 時価が著しく下落したとき

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

(2) 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額をしなければならないが、有形固定資産、無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りに

において、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

12. 財務諸表の科目

財務諸表を作成する際の科目は以下のものが考えられるが、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

(1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金等
	受取手形	
	未収会費	
	未収金	
	前払金	
	有価証券	
固定資産	貯蔵品	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等(ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く)
	基本財産	
	土地	定款において基本財産と定められた資産
	投資有価証券	
特定資産		満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券(貸付信託受益証券等を含む)で基本財産と定めたもの 特定の目的のために用途等に制約を課した資産
その他固定資産	退職給付引当資産	退職給付を支払うための特定預金等 特定費用準備資金、資産取得資金等
	積立資産	
	建物	建設中又は制作中の有形固定資産(工事前払金、手付金等を含む)
	構築物	
	車両運搬具	
	什器備品	
	土地	
	建設仮勘定	
	借地権	
	電話加入権	
	敷金	
	保証金	
	投資有価証券	
	子会社株式	

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形	事業費等の未払額 受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金(返済期限が1年以内となった長期借入金を含む)
	未払金	
	前受金	
	預り金	
	短期借入金	
固定負債	賞与引当金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金 退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの
	長期借入金	
	退職給付引当金	
	役員退職慰労引当金	
	受入保証金	

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基金	(うち基本財産への 充当額) (うち特定資産への 充当額)	一般法人法第131条に規定する基金
指定正味財産	国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金 (うち基本財産への 充当額) (うち特定資産への 充当額)	寄付者等(会員等を含む)によりその用途に制約が課されている資産の受入額 指定正味財産合計のうち基本財産への充当額 指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
一般正味財産	代替基金 一般正味財産 (うち基本財産への 充当額) (うち特定資産への 充当額)	一般法人法第144条により計上された額 正味財産から指定正味財産及び代替基金を控除した額 一般正味財産合計のうち基本財産への充当額 一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		
基本財産運用益	基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料	基本財産の運用益
特定資産運用益	特定資産受取利息 特定資産受取配当金 特定資産受取賃貸料	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費	
事業収益	事業収益	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受託収益 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 受取補助金等振替額	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの
受取負担金	受取負担金 受取負担金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取寄付金	受取寄付金 募金収益 受取寄付金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
雑収益	受取利息 有価証券運用益 雑収益	指定正味財産から一般正味財産への振替額
経常費用		

<p>事業費</p>	<p>給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 有価証券運用損 雑費</p>	<p>事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する</p>
<p>管理費</p>	<p>役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金</p>	<p>各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用</p>

	租税公課 支払負担金 支払寄付金 支払利息 有価証券運用損 雑費	
経常外収益		
基本財産評価益		一般正味財産を充当した基本財産の評価益
固定資産売却益	基本財産評価益	固定資産の売却による売却差益
	建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益 土地売却益 借地権売却益 電話加入権売却益	
固定資産受贈益		指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
	土地受贈益 投資有価証券受贈益	
経常外費用		
基本財産評価損		一般正味財産を充当した基本財産の評価損
固定資産売却損	基本財産評価損	固定資産の売却による売却差損
	建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損	
災害損失		
	災害損失	
他会計振替額		収益事業等からの振替額

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	使途が制約されている補助金等の受入額

受取負担金	受取負担金	
受取寄付金	受取寄付金	
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	
基本財産評価益	基本財産評価益	指定正味財産を充当した基本財産の評価益
特定資産評価益	特定資産評価益	指定正味財産を充当した特定資産の評価益
基本財産評価損	基本財産評価損	指定正味財産を充当した基本財産の評価損
特定資産評価損	特定資産評価損	指定正味財産を充当した特定資産の評価損
一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額

(基金増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受入基金		
基金返還額		

(3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領

事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産運用収入	
入会金収入	入会金収入	
会費収入	会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	補助金収入	
負担金収入	負担金収入	
事業活動支出		

事業費支出	事業費支出	
管理費支出	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
基金受入収入		
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	
基金返還支出		

事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む
退職給付引当金の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額		

未払金の増減額	貯蔵品の増減額	
指定正味財産からの振替額	未払金の増減額	
指定正味財産増加収入	指定正味財産からの振替額	
補助金等収入	国庫補助金収入	

投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、と同様。

13. 様式について

財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成する場合には、以下の様式によるものとする。

(1) 貸借対照表

(様式1-1)

貸借対照表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
.....			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地			
.....			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
積立資産			
.....			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
.....			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
.....			
流動負債合計			
2. 固定負債			
退職給付引当金			
.....			
固定負債合計			
負債合計			

正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金			
.....			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式 1 - 2)

一般法人法第 131 条により基金を設けた場合には、正味財産の部は、以下の様式による。

科 目	当年度	前年度	増 減
正味財産の部			
1. 基金			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 指定正味財産			
国庫補助金			
.....			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金			
(2) その他一般正味財産			
一般正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式 1 - 3)

公益社団・財団法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					

中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

(様式1-4)

移行法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					

固定資産合計				
資産合計				
負債の部				
1. 流動負債				
中科目別記載				
流動負債合計				
2. 固定負債				
中科目別記載				
固定負債合計				
負債合計				
正味財産の部				
1. 指定正味財産				
中科目別記載				
指定正味財産合計				
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)				
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)				
正味財産合計				
負債及び正味財産合計				

(2) 正味財産増減計算書

(様式2 1)

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
.....			
特定資産運用益			
.....			
受取会費			
.....			
事業収益			
.....			
受取補助金等			
.....			
受取負担金			
.....			
受取寄付金			
.....			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
.....			
管理費			

役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
・・・			
経常費用計			
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
.....			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
.....			
一般正味財産への振替額			
.....			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
正味財産期末残高			

(様式2-2)

一般法人法第131条により基金を設けた場合には、正味財産増減計算書は、以下の様式による。(様式2-1)の指定正味財産増減の部以下は、以下の事項を記載する。

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
.....			
一般正味財産への振替額			
.....			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
基金増減の部			
受入基金			
基金返還額			
当期基金増減額			
基金期首残高			
基金期末残高			
正味財産期末残高			

(様式2-3)

公益社団・財団法人の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単

位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
給料手当											
臨時雇賃金											
退職給付費用											
福利厚生費											
旅費交通費											
通信運搬費											
減価償却費											
.....											
管理費											
役員報酬											
給料手当											
退職給付費用											
福利厚生費											
旅費交通費											
通信運搬費											
減価償却費											

.....											
経常費用計											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
中科目別記載											
経常外収益計											
(2) 経常外費用											
中科目別記載											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替額											
当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高											
一般正味財産期末高											
指定正味財産増減の部											
受取補助金等											
.....											
一般正味財産への振替額											
.....											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
正味財産期末残高											

(作成上の留意事項)

- ・支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。

(様式2-4)

移行法人の会計区分は、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				その他会計				法人 会計	内部取引 消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											

中科目別記載										
受取負担金										
中科目別記載										
受取寄付金										
中科目別記載										
.....										
経常収益計										
(2) 経常費用										
事業費										
給料手当										
臨時雇賃金										
退職給付費用										
福利厚生費										
旅費交通費										
通信運搬費										
減価償却費										
.....										
管理費										
役員報酬										
給料手当										
退職給付費用										
福利厚生費										
旅費交通費										
通信運搬費										
減価償却費										
.....										
経常費用計										
当期経常増減額										
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
中科目別記載										
経常外収益計										
(2) 経常外費用										
中科目別記載										
経常外費用計										
当期経常外増減額										
他会計振替額										
当期一般正味財産増減額										
一般正味財産期首残高										
一般正味財産期末高										
指定正味財産増減の部										
受取補助金等										
.....										
一般正味財産への振替額										
.....										
当期指定正味財産増減額										
指定正味財産期首残高										
指定正味財産期末残高										
正味財産期末残高										

(3) キャッシュ・フロー計算書

(様式3-1)

事業活動によるキャッシュ・フローを直接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入			
.....			
入会金収入			
.....			
会費収入			
.....			
事業収入			
.....			
補助金等収入			
.....			
事業活動収入計			
2. 事業活動支出			
事業費支出			
.....			
管理費支出			
.....			
事業活動支出計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額			
現金及び現金同等物の期首残高			

現金及び現金同等物の期末残高			
----------------	--	--	--

(様式 3 - 2)

事業活動によるキャッシュ・フローを間接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額			
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費			
基本財産の増減額			
退職給付引当金の増減額			
未収金の増減額			
貯蔵品の増減額			
未払金の増減額			
指定正味財産からの振替額			
.....			
小 計			
3. 指定正味財産増加収入			
補助金等収入			
.....			
指定正味財産増加収入計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額			
現金及び現金同等物の期首残高			
現金及び現金同等物の期末残高			

(様式3-3)

一般法人法第131条により基金を設けた場合には、キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローは、以下の様式による。

(事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
基金受入収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
基金返還支出			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額			
現金及び現金同等物の期首残高			
現金及び現金同等物の期末残高			

(4) 財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記については以下のように表示する。

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

.....

(6) 消費税等の会計処理

.....

.....

3. 会計方針の変更

.....

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地				
.....				
小 計				
特定資産				
退職給付引当資産				
.....				
小 計				
合 計				

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
土 地		()	()	-
.....		()	()	-
小 計		()	()	-
特定資産				
退職給付引当資産		-	()	()
積立資産		()	()	-
.....		()	()	()
小 計		()	()	()
合 計		()	()	()

基金からの充当額がある場合には、財源の内訳として記載するものとする。

6. 担保に供している資産

.....(資産) × × × 円(帳簿価額)は、長期借入金 × × × 円の担保に供している。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物			
.....			
.....			
合 計			

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金			
.....			
.....			
合 計			

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

に対する保証債務は、×××円である。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債			
株式会社社債			
.....			
.....			
合 計			

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：

円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						指定正味財産 流動負債
補助金						
.....						
.....						
助成金						
助成金						
.....						
.....						

合 計					
-----	--	--	--	--	--

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金 基金				
基金計				
代替基金 基金			-	
代替基金計			-	
合 計				

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	
経常外収益への振替額 目的達成による指定解除額	
合 計	

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属 性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の兼 務等	事業上の 関係				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

前期末		当期末	
現金預金勘定	×××円	現金預金勘定	×××円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-××円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-××円
現金及び現金同等物	×××円	現金及び現金同等物	×××円

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前期末	当期末
現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。	現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。

16. 重要な後発事象

.....

17. その他

.....

(5) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地				
	建物				
	...				
	...				
	基本財産計				
特定資産	...				
	...				
	退職給付引当資産				
	積立資産				
	特定資産計				

(記載上の留意事項)

- ・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしている場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。
- ・重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類、具体的な内容及び金額の脚注をするものとする。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
...					

(記載上の留意事項)

- ・期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- ・当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- ・引当金について、財務諸表の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

(6) 財産目録

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単

位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	×××
	預金	普通預金 銀行 支店	運転資金として	×××
流動資産合計				×××
(固定資産)	基本財産	土地	m ² ××市 町3-5 -1 公益目的保有財産であり、事業の施設に使用している。	×××
		建物	m ² ××市 町3-5 -1 4階建 3～4階部分：公益目的保有財産であり、事業の施設に使用している。 1～2階部分：事業に使用している。	×××
		美術品	絵画 点 年 月以前取得 公益目的保有財産であり、事業に供している 不可欠特定財産である。	×××
		投資有価証券	第 回利付国債他 公益目的保有財産であり、運用益を 事業の財	×××

特定資産	積立資産	定期預金 銀行 支店	源として使用している 事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	× × ×
	積立資産	第 回利付国債 他	事業の積立資産であり、特定費用準備資金として管理されている預金	× × ×
		× × 社債	満期保有目的で保有し、運用益を 事業の財源として使用している。	× × ×
		株式	寄付により受け入れた株式であり、長期間保有することにより、運用益を 事業の財源として使用している。	× × ×
	建物	m ² 東京都 区 4 - 6 - 2	公益目的保有財産であり、 事業に使用している。	× × ×
その他固定資産	……	……	……	……
固定資産合計				× × ×
資産合計				× × ×
(流動負債)	未払金	に対する未払額	事業に供する備品購入の未払い分	× × ×
	短期借入金	銀行 支店	運転資金	× × ×
流動負債合計				× × ×
(固定負債)	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員 名に対する退職金の支払いに備えたもの	× × ×
	長期借入金	銀行 支店	事業に供する建物を取得するための借入れ	× × ×
固定負債合計				× × ×
負債合計				× × ×
正味財産				× × ×

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や、資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 認定規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、貸借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業

等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では、詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			m ² ××市 町3-5-1 ×××円	事業 (事業と 共有)
建物			m ² ××市 町3-5-1 4階建の3~4階部分 ×××円	事業
美術品	像 ×××円 図 ×××円			事業
...				
合計	×××円		×××円	

附則

公益法人会計基準を適用する際の経過措置

公益法人会計基準を適用するに当たっては下記のとおり、経過措置を設けるものとする。

1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。

2. 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について

(1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合

特例民法法人が移行認定・認可の申請をする場合には、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度終了後3ヶ月以内までの申請においては、平成16年改正基準を用いることができる。

(2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合

公益法人会計基準及び本運用指針によるものとする。

3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱について

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。

4．過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

5．適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するも

のとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

6. 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

7. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。